

第15編 造園

1. 造園情報の構成	15-1
1-1 造園情報の作成範囲	15-1
1-2 構成	15-2
1-3 作成時期	15-3
1-4 作成者	15-3
1-5 作成単位	15-3
2. 【削除】添付する電子ファイルの作成方法	15-12
2-1 【削除】添付ファイルの命名規則	15-12
2-2 【削除】添付ファイルの電子データ作成方法	15-12
3. 造園情報の作成方法	15-13
3-1 基本資料	15-13
3-1-1 造園工事等契約図面	15-13
3-1-2 その他資料	15-13
3-2 工事情報	15-14
3-3 工事基本情報	15-14
3-4 植栽情報	15-22
3-5 造園工作物情報	15-33
3-6 園地舗装情報	15-45
4. 造園情報におけるブロックの概念	15-52
4-1 本線部	15-52
4-2 連絡等施設	15-55

1. 造園情報の構成

1-1 造園情報の作成範囲

造園情報の作成対象には、①植栽、②造園工作物、③園地舗装が該当し、施工した全ての対象物について造園情報を作成するものとする。また、これらの定義は以下のとおりである。

① 植栽

「植栽」とは、土木工事共通仕様書に規定する植樹工、移植工及び生垣工により施工された「樹木」、「地被植物(ササ類・草花を含む)」ならびに張芝工、種散布工により施工された「芝生」、「草地」をいう。

ただし、のり面保護を目的とした張芝工、種散布工等については「第3編 盛土情報」または「第4編 切土のり面情報」にてデータを作成するものとする。

② 造園工作物

「造園工作物」とは、主に休憩施設園地部に施工された「遊具」、「ベンチ・テーブル」、「あずまや」「園地案内板」等をいう。なお、造園工作物に含まれる詳細については、本編3-5を参照するものとする。なお、それ以外の対象については監督員の指示に従うものとする。

③ 園地舗装

「園地舗装」とは、主に休憩施設や連絡施設の歩道部に施工された「インターロッキングブロック舗装」、「コンクリート平板舗装」等をいう。園地舗装に含まれる詳細については、本編3-6を参照するものとする。

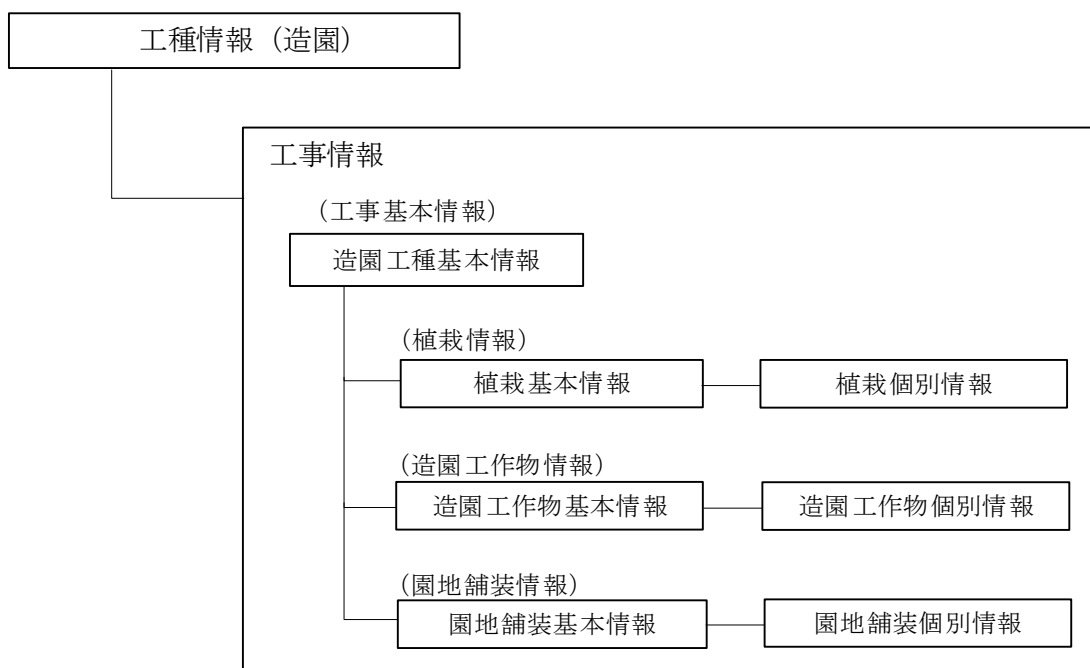
従って、造園工事に限らず上記の作成対象物を施工した全ての工事（以下「造園工事等」という。）において、造園情報を作成する必要がある。

1-2 構成

造園情報は、造園工事等の内容を取りまとめたしゅん功書類の1つであると共に、管理部門への引継ぎ資料とするものである。また、造園情報のデータは、植栽、造園工作物及び園地舗装の管理・資産状況を把握する上での基礎データとなる重要な情報である。

造園情報は、工事記録収集システムでデータ入力を行う各「工事情報」から成る。

なお、工事記録収集システムへのデータ入力の際に参照した平面図、詳細図等は、必要に応じて監督員に提出すること。



1-3 作成時期

造園情報の作成時期は、「建設時」、「補修(改良)時(供用後管理段階)」の2つに大別される。

(1) 建設時

建設時では、各造園工事等の進捗に合わせて適宜データ作成を実施し、しゅん功検査までに完成させ監督員に提出するものとする。

(2) 補修(改良)時

補修(改良)時(供用後管理段階)においても建設時と同様とする。

なお、作成対象工事は改良工事とし、交通事故復旧工事等小規模工事については作成の対象とはしないものとする。

1-4 作成者

建設時におけるデータ作成者は、工事発注用図面作成を行う設計受注者が初期データを作成し、工事完成時に造園情報の対象物(植栽・造園工作物・園地舗装)を施工した造園工事等の受注者が修正・更新・追加を実施する。

補修時(供用後管理段階)においては、造園情報の対象物(植栽・造園工作物・園地舗装)を施工した造園工事等の工事受注者が作成するものとする。

(1) 建設時

作成者	作成内容
監督員	工事内容とデータ内容・件数を確認する。
設計受注者	当該造園工事等に関する初期データを作成する。
造園工事等受注者	当該造園工事等に関する全てのデータに対し、修正・更新・追加を行う。

(2) 補修(改良)時

作成者	作成内容
監督員	工事内容とデータ内容・件数を確認する。
造園工事等受注者	当該造園工事等に関する全ての造園情報を作成する。 ただし、交通事故復旧工事等小規模工事を除く。

1-5 作成単位

造園情報には、「基本資料」の他、以下の各「工事情報」がある。

(1) 工事基本情報

① 造園工種基本情報

「造園工種基本情報」とは、造園工事等の契約図書に基づき、造園情報対象物の設置範囲を区分したブロックの情報に関するデータであり、ブロックごとに作成する。

なお、ブロックの概念については本編4. を参照するものとする。

② 造園工種基本資料

「造園工種基本資料」とは、造園工種基本情報に基づくブロック区分が判読できる図面等の資料を作成する。

なお、当該資料が作成されていないとブロックの位置等が確認できないこととなるため、必ず資料作成を行う必要がある。ただし、複数の造園工種基本情報に対して同一の造園工種基本資料が重複する場合は、当該造園工種基本資料を作成するものとする。

(2) 植栽情報

① 植栽基本情報

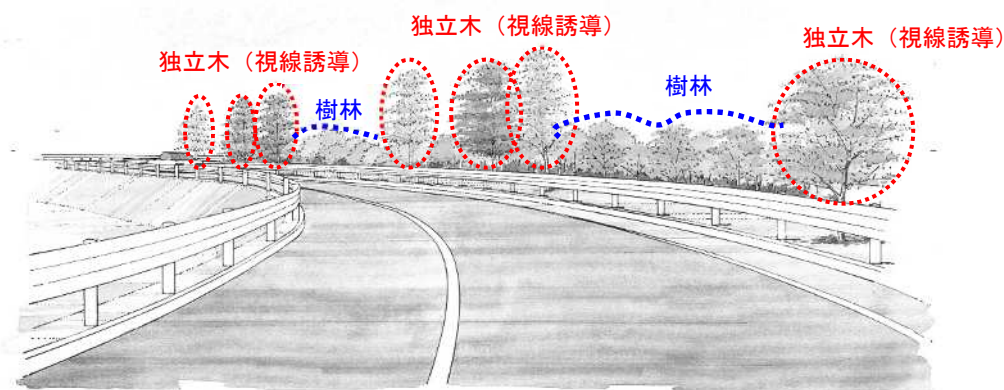
「植栽基本情報」とは、造園工事等の契約図書に基づき、以下のデータ単位ごとにデータを作成し、各々を区分するため個別番号を付与する。

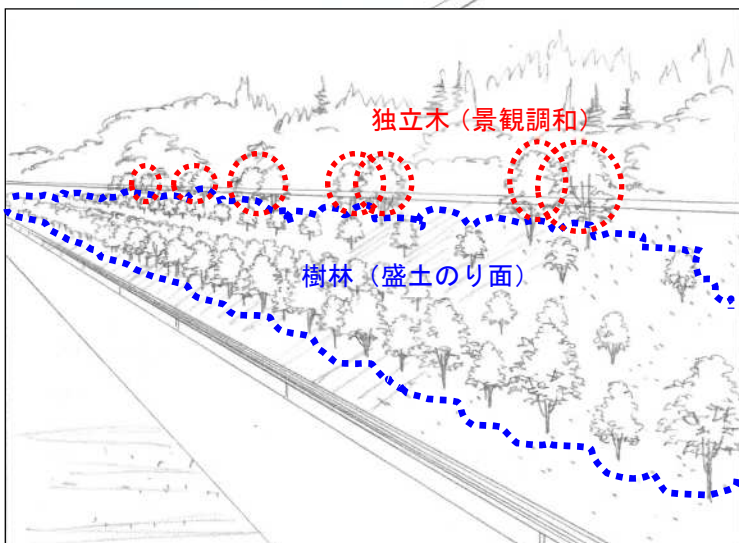
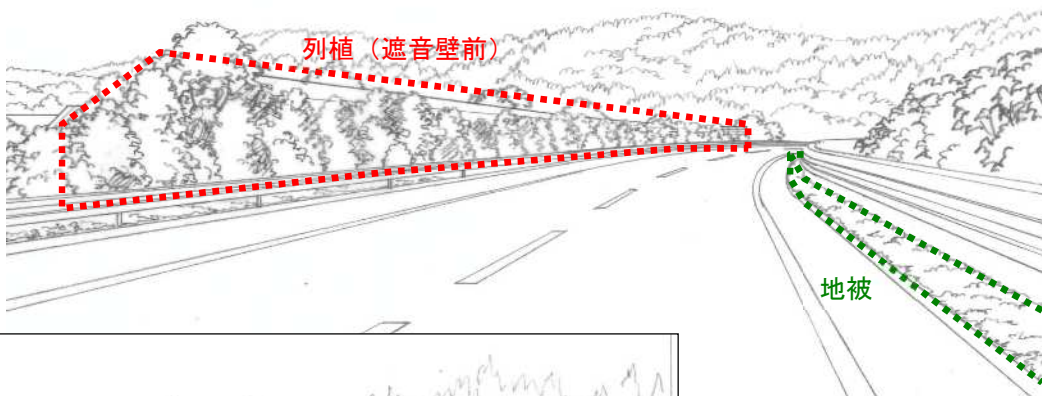
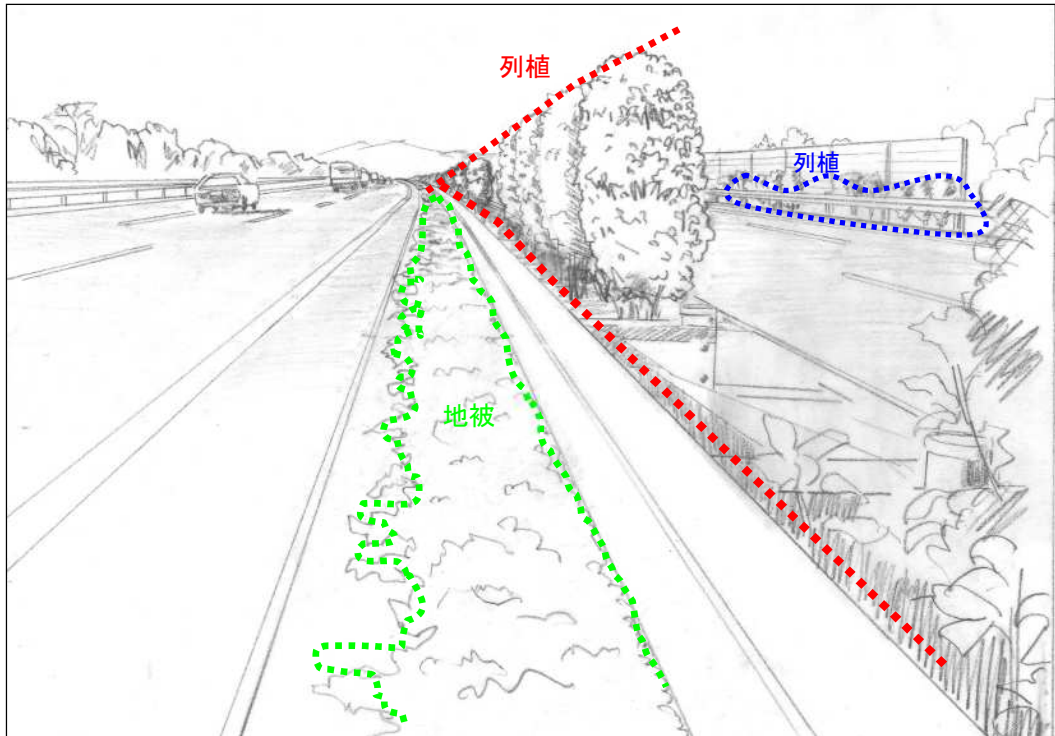
データ単位と定義

データ単位	データ単位定義
独立木	休憩施設やIC料金所前面の修景木、本線部の視線誘導木等1本ごとに機能を持ち独立して管理する植栽。 データは独立木1本ごとに作成する。
列植	中央分離帯植栽や生垣、遮蔽(遮光)植栽等列状の植栽。 データは図面の旗上げに従い、1つの列とみなせる単位ごとに作成する。
樹林	のり面の環境保全植栽(樹林化)や防災植栽等樹林状の植栽。 データは図面の旗上げに従い、1つの樹林とみなせる単位ごとに作成する。
寄植	低木や玉物の寄植(群植)。 データは図面の旗上げに従い、1つの群とみなせる単位ごとに作成する。
地被	地被植物による植栽(ササ類・草花類も含む)。 データは図面の旗上げに従い、1つの群とみなせる単位ごとに作成する。
芝生	休憩施設の利用園地等の芝生地。 データは図面の旗上げに従い、1つの芝生地とみなせる単位ごとに作成する。
草地	休憩施設、連絡施設の外周緑地等の草地。 データは図面の旗上げに従い、1つの草地とみなせる単位ごとに作成する。

なお、芝生及び草地について、のり面保護を目的として施工した場合は、造園情報の対象外とし、関連する他編(盛土、切土のり面、連絡休憩施設など)にて情報作成を行う。

■データ単位の具体的なイメージ





② 植栽個別情報

「植栽個別情報」とは、植栽基本情報にて付した各個別番号を構成する樹木名称ごとに区分した植栽の情報に関するデータであり、樹木名称ごとに作成する。

従って、独立木については1つの植栽基本情報に対して1つの植栽個別情報を作成することとなるが、独立木以外については1つの植栽基本情報に対して複数の植栽個別情報を作成する場合がある。

(例) アカマツ(H=0.5m)、ケヤキ(H=1.0m)、コナラ(H=1.0m)により1つの樹林として構成される苗木樹林の場合

「植栽基本情報」…植栽種別が「樹林(苗木・未成木)」で樹高区分が「2.0m未満」の1つの個別番号による1情報を作成。〔個別番号：10〕

「植栽個別情報」…アカマツ、ケヤキ、コナラそれぞれで、いずれも個別番号が10の情報を作成。(3情報)

③ 植栽資料

植栽個別情報において、特殊な樹種、形状及び工法を行った場合や、試験的な植栽等により、植栽時の資料がある場合等、必要に応じて当該植栽の写真、施工時の状況調査資料等に関して、工事情報に入力後、監督員に提出すること。

(3) 造園工作物情報

① 造園工作物基本情報

造園工事等の契約図書に基づき、施工した造園工作物の情報に関するデータを入力するものであり、同一形状と見なせる単位ごとに付した個別番号ごとに作成する。

(例1) 同一休憩施設内に、同一形状の車止めを20基設置した場合

1つの個別番号を付し、1つの造園工作物基本情報を作成する。

(例2) 同一休憩施設内に、形状の異なる車止めを各10基設置した場合

各々に異なる2つの個別番号を付し、2つの造園工作物基本情報を作成する。

② 造園工作物個別情報

造園工作物基本情報にて付した個別番号ごとの細部の情報に関するデータを入力するものであり、個別番号ごとに作成する。従って、1つの造園工作物基本情報に対して1つのみ造園工作物個別情報を作成する。

③ 造園工作物資料

造園工作物個別情報において、当該造園工作物写真、構造図面等に関して、工事情報に入力後、監督員に提出すること。

(4) 園地舗装情報

① 園地舗装基本情報

造園工事等の契約図書に基づき、施工した園地舗装の情報に関するデータを入力するものであり、連続した同一舗装種別と見なせる単位ごとに付した個別番号ごとに作成する。

従って、同一施設の中であっても、離れた箇所に同一種別の園地舗装を施工した場合は、複数の園地舗装基本情報を作成する必要がある。

(例1) 同一のICにインターロッキングブロック舗装と歩道用コンクリート舗装を連続して施工した場合

「園地舗装基本情報」は、インターロッキングブロック舗装及び歩道用コンクリート舗装それぞれで作成する。(2情報)

(例2) 同一のPAにインターロッキングブロック舗装を離れた2箇所に施工した場合

「園地舗装基本情報」は、異なる個別番号を付したインターロッキングブロック舗装それぞれで作成する。(2情報)

② 園地舗装個別情報

園地舗装基本情報にて付した各個別番号を構成する舗装種類ごとにデータを入力するものである。従って、1つの個別番号を付した舗装種別について複数の園地舗装種類が存在する場合は、1つの園地舗装基本情報に対して複数の園地舗装個別情報を作成する必要がある。

(例) 1箇所の歩道用コンクリート舗装について歩道部と階段部が連続して構成される場合

「園地舗装基本情報」 … 園地舗装種別が「歩道コンクリート舗装」の1情報のみ作成。
〔個別番号：15〕

「園地舗装個別情報」 … 園地舗装種類が「コンクリート舗装」と「コンクリート舗装階段」それぞれの情報を作成(2情報)。ただし、いずれも個別番号が15の情報となる。

※上記の各舗装種類が連続していない場合は、別の園地舗装基本情報として別の個別番号を付す事に注意する。

③ 園地舗装資料

園地舗装個別情報において、当該園地舗装写真、構造図面等に関して、工事情報に輸入後、監督員に提出すること。

また、各工事情報作成単位における基本的なデータ作成区分及び関連する工事情報の関連性について以下に示す。

データ作成区分表

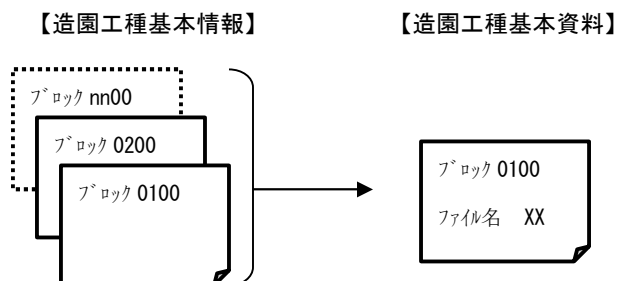
工事情報項目	作成単位	作成内容	作成時期		作成者			
			建設時	補修時 (改良)	会社	受注者		
						設計	工事	
工事基本情報	造園工種基本情報	ブロックごと	造園情報対象物の設置範囲(ブロック)に関するデータ入力	○	○	△	△	○
植栽情報	植栽基本情報	個別番号ごと	個別番号ごとの植栽に関するデータ入力	○	○	△	△	○
	植栽個別情報	樹木名称ごと	1つの個別番号を構成する植栽の樹木名称ごとの細部に関するデータ入力	○	○	△	△	○
造園工作物情報	造園工作物基本情報	個別番号ごと	個別番号ごとの造園工作物に関するデータ入力	○	○	△	△	○
	造園工作物個別情報	個別番号ごと	個別番号ごとの造園工作物の細部に関するデータ入力	○	○	△	△	○
園地舗装情報	園地舗装基本情報	個別番号ごと	個別番号ごとの園地舗装に関するデータ入力	○	○	△	△	○
	園地舗装個別情報	舗装種類ごと	1つの個別番号を構成する舗装種類ごとの細部に関するデータ入力	○	○	△	△	○

※ 記号の凡例 ○：データ作成（初期データの修正・更新・追加を含む）

△：データ一部作成（初期データの作成を含む）、会社はデータ確認も含む

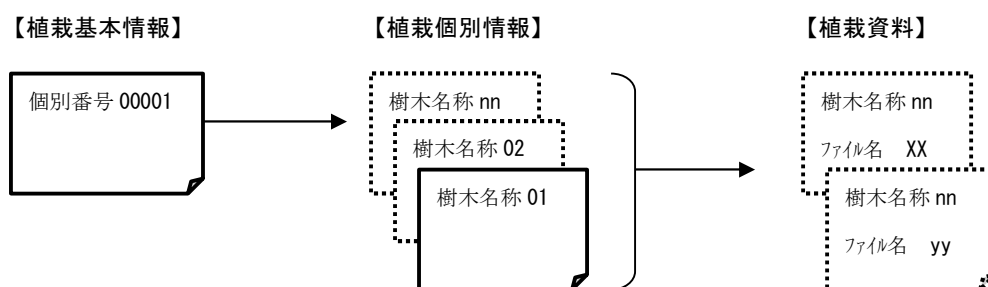
各工事情報の関連性

(1) 工事基本情報



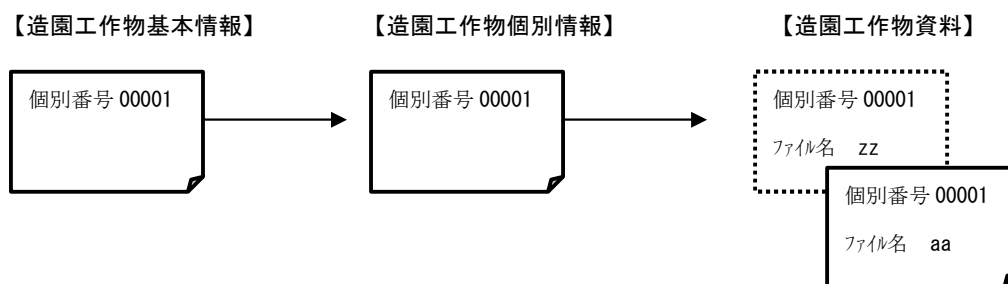
複数の「造園工種基本情報」に共通する「造園工種基本資料」は、1部のみ作成する。(全ての「造園工種基本情報」に同一の「造園工種基本資料」を作成する必要はない。)

(2) 植栽情報



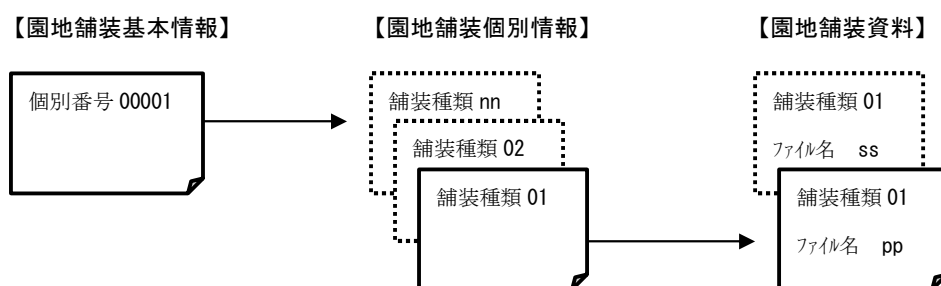
1つの「植栽基本情報」に対して、複数の「植栽個別情報」を作成する場合がある。
また、「植栽資料」は必要性に応じて作成する(複数でも可)。

(3) 造園工作物情報



1つの「造園工作物基本情報」に対して、1つの「造園工作物個別情報」を作成する。
また、「造園工作物資料」は写真ファイルに関する情報は必ず作成し、その他は必要性に応じて作成する(複数でも可)。

(4) 園地舗装情報



1つの「園地舗装基本情報」に対して、複数の「園地舗装個別情報」を作成する場合がある。
また、「園地舗装資料」は写真ファイルに関する情報は必ず作成し、その他は必要性に応じて作成する（複数でも可）。

2. 【削除】添付する電子ファイルの作成方法

2-1 【削除】添付ファイルの命名規則

2-2 【削除】添付ファイルの電子データ作成方法

3. 造園情報の作成方法

3-1 基本資料

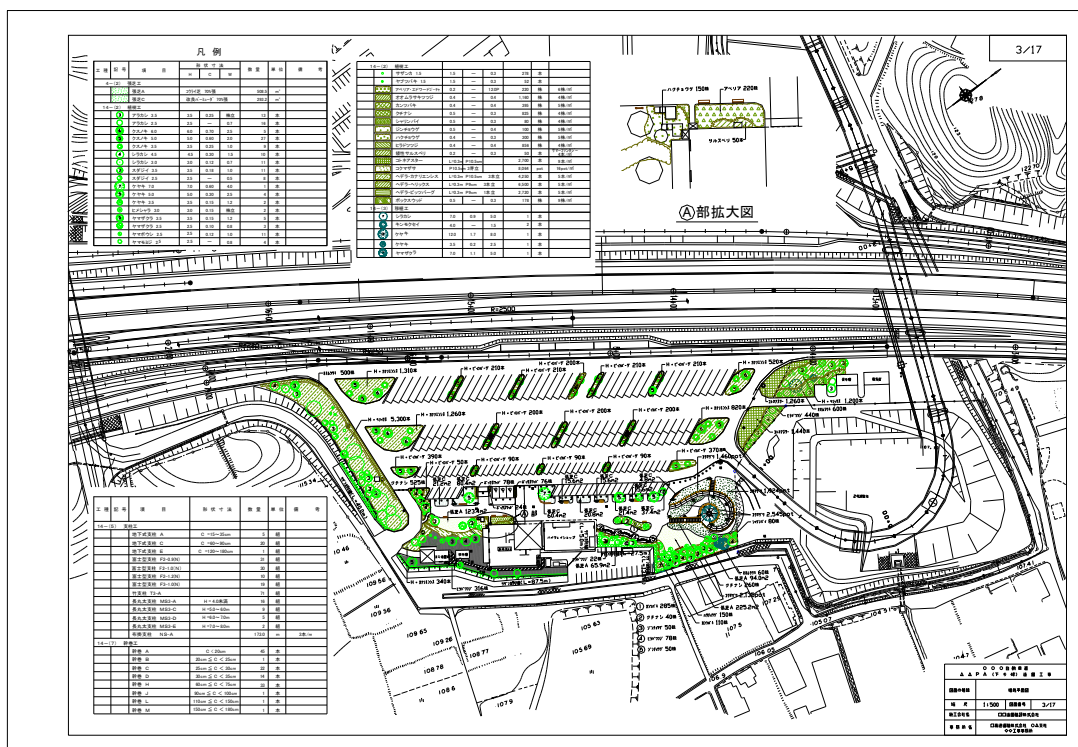
「基本資料」は工事情報を作成する際の基礎資料であるため、工事情報の入力後、監督員に提出するものとする。主な資料については以下に示す。

資料名	資料の概要
平面図、詳細図	造園情報対象物(植栽・造園工作物・園地舗装)の設置位置や状況を示すもの。
その他資料	造園情報対象物(植栽・造園工作物・園地舗装)を将来管理する上で必要なもの等。

3-1-1 造園工事等契約図面

工事情報の作成に使用した図面の提出時の仕様は以下のとおりとする。

- (a) A3の縮小版とする。
- (b) 各図面に「通し番号/全体枚数」を記入する。



造園工事等契約図面の例

3-1-2 その他資料

- (1) 将来造園(植栽・造園工作物・園地舗装)を管理する上で、必要と思われる資料等を提出する。
- (2) 資料の右上に「通し番号/全体枚数」を記入する。

3-2 工事情報

「工事情報」とは当該造園工事等で施工した造園情報の対象物（植栽・造園工作物・園地舗装）に関するデータを工事記録収集システムに入力するものである。

各情報における具体的な入力項目と作成定義は以下に示す。

3-3 工事基本情報

1) 造園工種基本情報

「造園工種基本情報」では、造園情報対象物（植栽・造園工作物・園地舗装）の所在する範囲ごとに設定したブロックに関するデータとして以下を入力する。

なお、「区分」及び「処理日」については全工種共通事項につき、共通編参照。

(1) 支社局

当該ブロックに施工した造園情報対象物を管理する支社局名をコードから選択して入力する。

建設時にてデータ作成を行う場合で、管理する支社局名が未定の場合は、建設工事を担当した支社局名を入力する。

(2) 事務所

当該ブロックに施工した造園情報対象物を管理する管理事務所名をコードから選択して入力する。

建設時にてデータ作成を行う場合で、管理事務所名が未定の場合は、工事事務所名を入力する。

(3) 【削除】

(4) 【削除】

(5) 道路

当該ブロックが存在する道路名をコードから選択して入力する。

(6) 始点側 IC

当該ブロックが存在する始点側の IC または JCT をコードから選択し入力する。

なお、選択する始点側 IC (JCT) は、当該ブロックが存在する地点から、KP の小さい方の IC (JCT) とする。

(7) 終点側 IC

当該ブロックが存在する終点側の IC または JCT をコードから選択し入力する。

なお、選択する終点側 IC (JCT) は、当該ブロックが存在する地点から、KP の大きい方の IC (JCT) とする。

また、「(6)始点側 IC」～「(7)終点側 IC」において、当該ブロックの存在する場所が IC 内または JCT 内の場合は、始点側 IC と終点側 IC は同一のコードとする。

JCT は、「(5)道路」で入力した路線の JCT コードにて入力する。

(8) 上下線区分

当該ブロックが存在する上下線区分をコードから選択して入力する。

なお、選択するコードのうち、「上下線共有」とは中央分離帯等、「上下無関係」とは IC、JCT 等の場合が該当する。

(9) ルート区分

当該ブロックが存在するルート区分をコードから選択して入力する。

なお、コード選択において、ルートが分かれていない区間については、「区分なし」を選択するものとする。

(10) 完成暫定区分

当該ブロックが存在する路線（もしくは休憩施設、連絡施設）の現在の完成暫定区分をコードから選択して入力する。

(11) 【削除】

(12) 【削除】

(13) 【削除】

(14) 【削除】

第15編 造園

(15) 設置区分

当該ブロックが存在する施設の区分をコードから選択して入力する。

設置区分

CD	区 分	備 考
1	本線	
2	I C	ノーズ端で本線と区分
3	J C T	〃
4	S A	〃
5	P A	〃
6	料金所	
9	その他	

なお、施設と本線との区分について不明な場合は監督員の指示に従うものとする。

(16) 連絡施設

当該ブロックが IC または JCT に存在する場合、IC・JCT 名をコードから選択して入力する。

(17) 休憩施設

当該ブロックが SA または PA に存在する場合、休憩施設の名称をコードから選択して入力する。

(18) ブロック番号

造園情報対象物が存在する位置を特定させるために、図面に付してあるブロック番号を入力する。

なお、当該造園工事等の図面にブロック番号が付されていない場合及び工事のしゅん功時において工事内容が当初から大きく変更となった場合等、設定済のブロック番号を継承することが困難な場合は、以下に従いブロック番号を新たに設定した上で、当該ブロック番号を入力するものとする。

ブロックの概念については本編4. を参照するものとする。

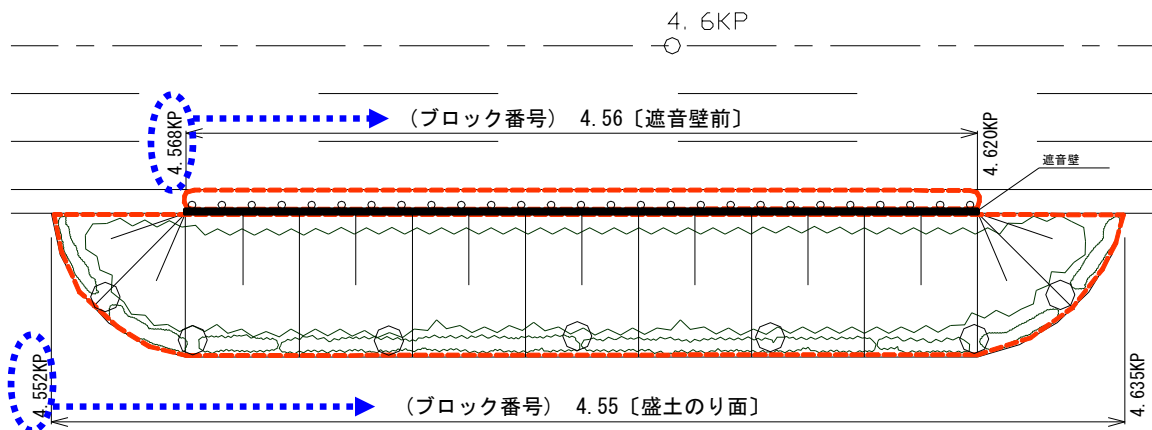
〔ブロック番号の設定方法〕

①本線部の場合

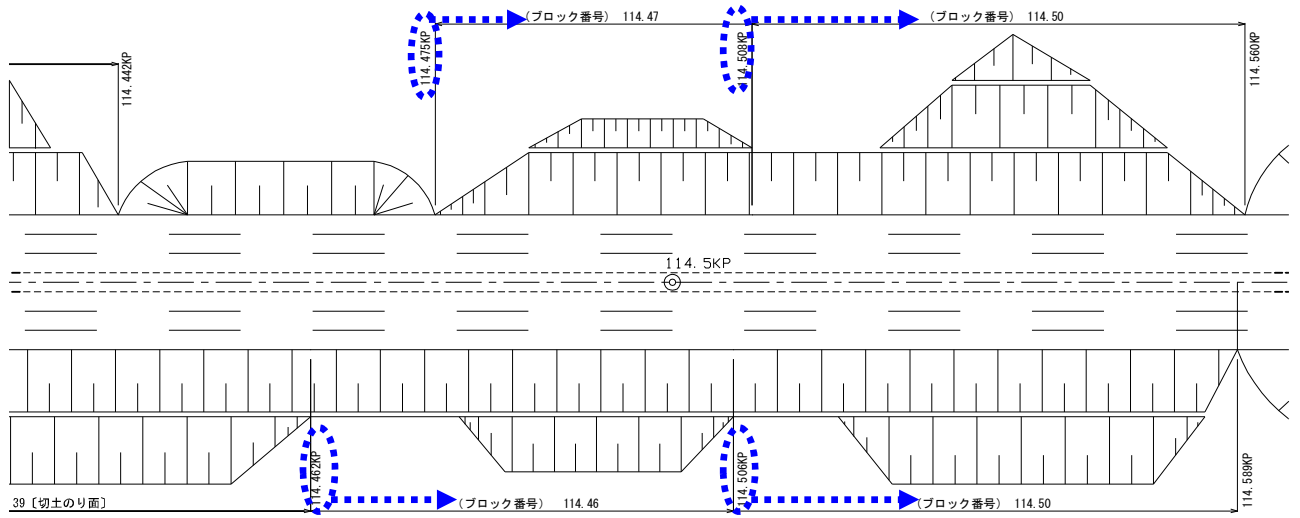
本線部については、各造園情報対象物の存在位置に応じ以下に従いブロック分けを行うこととする。また、区分したブロックの番号は起点側の KP (3桁+少数点以下2桁) とする。

<本線におけるブロック番号の設定例>

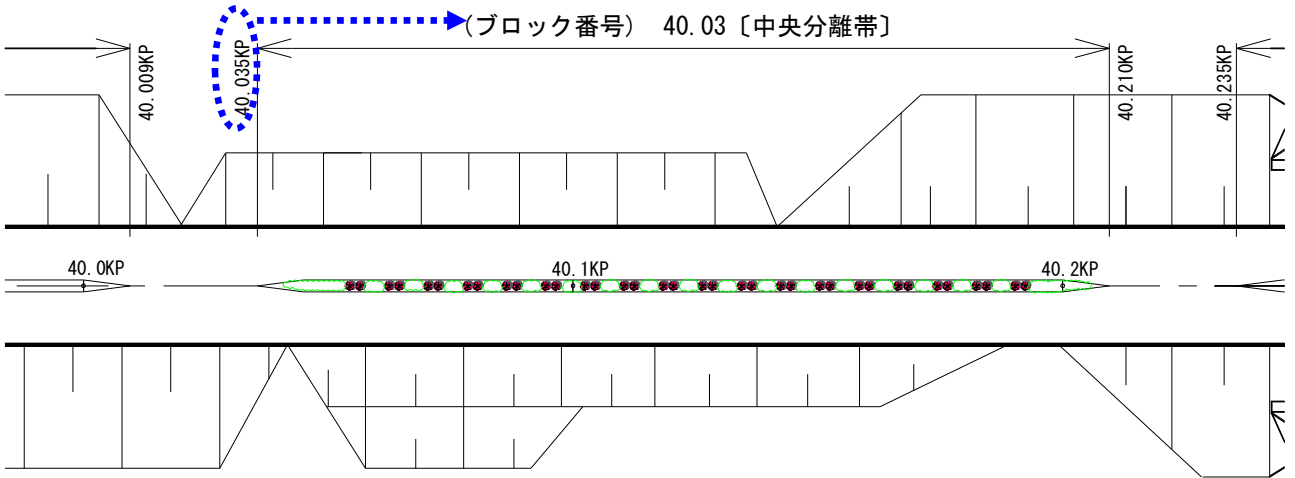
■盛土のり面・遮音壁前



■切土のり面



■中央分離帯



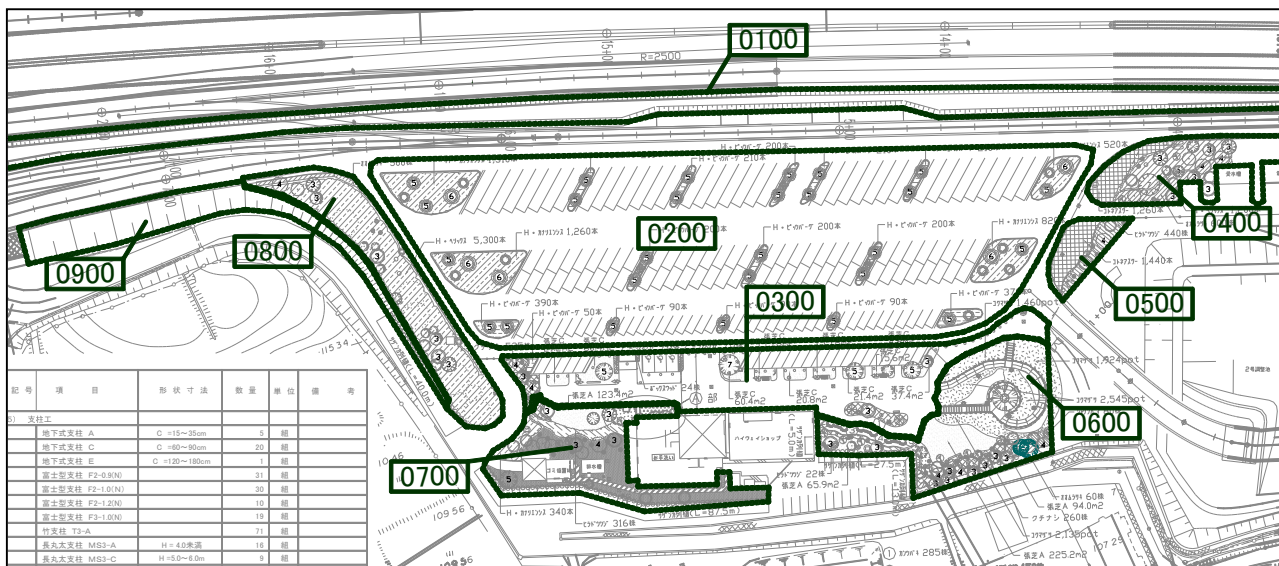
②連絡等施設の場合

当該連絡等施設の範囲について、本線・ランプ・建物・擁壁・縁石などで囲まれ、明確に区分される範囲を各ブロックとして区分し、施設ごとに0100からの連番(0100、0200…とし、下2桁は0とする。)を付与し、ブロック番号とする。

■IC、JCTにおけるブロック番号の設定例



■SA、PAにおけるブロック番号の設定例



なお、ブロック区分にあたっては設計要領（造園編）に示す園地のゾーニングを参考に行うものとする。ブロックの概念については本編4. を参照のこと。

(19) 道路構造区分

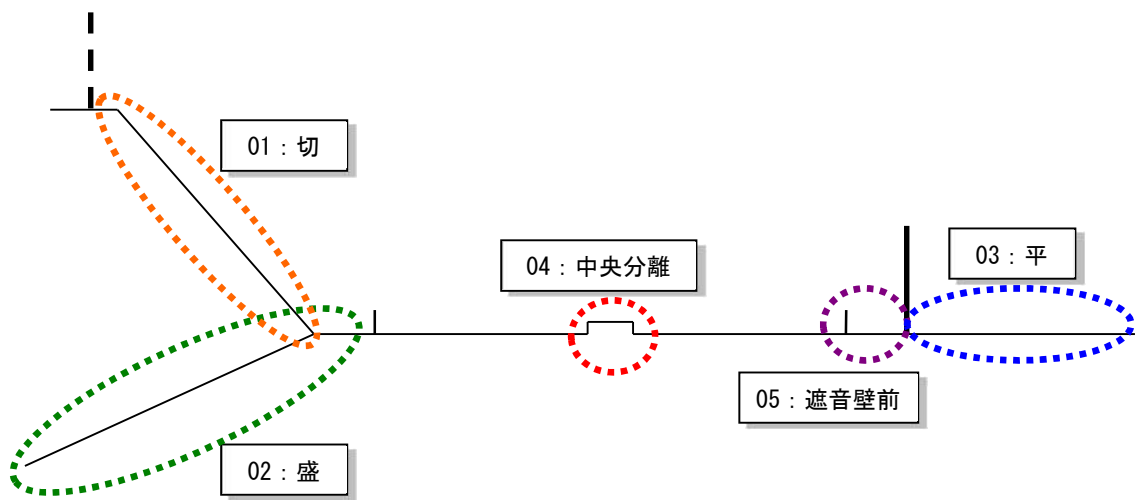
道路構造区分は「建設_STA (自)」「建設_STA (至)」「管理_KP (自)」「管理_KP (自)」と「上下線区分」との組合せによって当該ブロックが道路のどの部分に当たるかを特定するものである。

道路構造区分は以下の5区分とし、環境施設帯等については「その他」とする。

道路構造区分

CD	区分	備考
01	切土	
02	盛土	
03	平地	
04	中央分離帯	
05	遮音壁前	
09	その他	

■道路構造区分



(20) 【削除】

(21) 【削除】

(22) 【削除】

2) 【削除】

3-4 植栽情報

1) 植栽基本情報

「植栽基本情報」では、造園情報対象物（植栽・造園工作物・園地舗装）のうち、植栽について、植栽種別及び樹高区分ごとに設定した個別番号に関するデータとして以下を入力する。

「(1)支社局」～「(13)道路構造区分」は、「造園工種基本情報」(1)～(2)、(5)～(10)および(15)～(19)と同様であり、自動的にデータが反映されるため、入力不要。

(14) 個別_STA(自)

当該植栽等の位置について、KP変換時に起点側となる方のSTAを入力する。

(15) 個別_STA(至)

当該植栽等の位置について、KP変換時に終点側となる方のSTAを入力する。

なお「(14)個別_STA(自)」～「(15)個別_STA(至)」において、連絡等施設(IC・JCT・SA・PA)に存在するブロック内の植栽の場合は、いずれも当該連絡等施設の代表STAを入力する。

(16) 個別_KP(自) ※補修(改良)時に入力。

※建設時においてはKPが分かる場合のみ入力。

当該植栽の起点側測点(KP)を入力する。

(17) 個別_KP(至) ※補修(改良)時に入力。

※建設時においてはKPが分かる場合のみ入力。

当該植栽の終点側測点(KP)を入力する。

なお「(16)個別_KP(自)」～「(17)個別_KP(至)」において、連絡等施設(IC・JCT・SA・PA)に存在するブロック内の植栽の場合は、いずれも当該連絡等施設の代表KPを入力する。

(18) 位置区分

当該植栽が存在する位置区分について、以下を参考にコードから選択して入力する。

a) 連絡施設

区 分	CD	位置区分
IC・JCT	10	ランプ内
	11	外周緑地
	12	アイランド
	13	料金所周辺
	14	その他

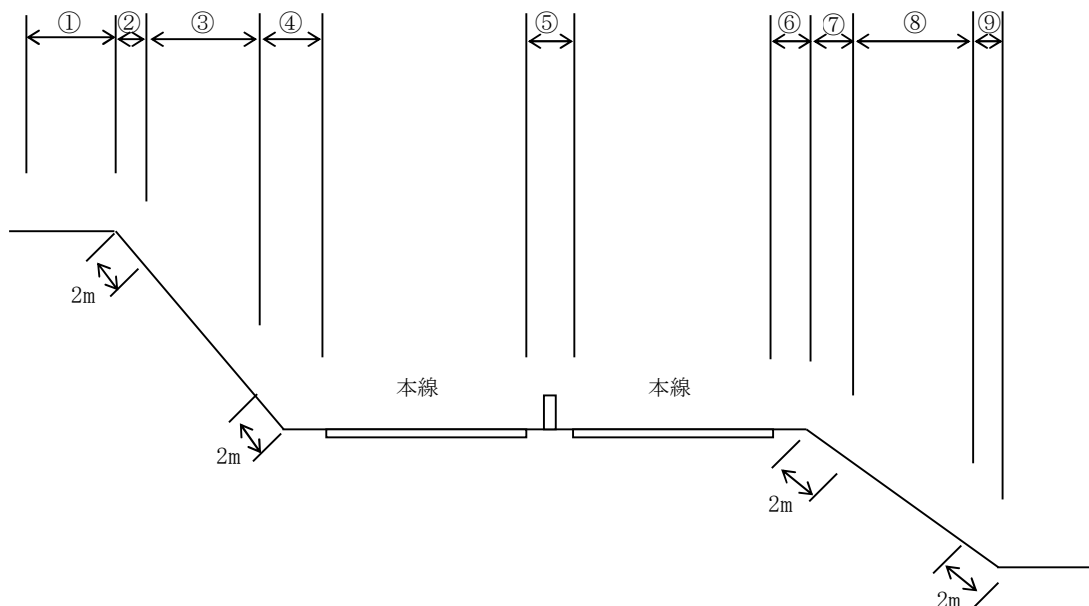
b) 休憩施設

区 分	CD	位置区分
SA・PA	20	ランプ内
	21	外周緑地
	22	休憩園地
	23	アイランド
	24	外側分離帯
	25	アプローチ広場
	26	その他

c) 本線

区 分	CD	位置区分	備 考
本線	30	切土のり肩	
	31	切土のり腹	
	32	切土のり尻	
	33	中央分離帯	通常断面
	34	盛土のり肩	
	35	盛土のり腹	
	36	盛土のり尻	
	37	広幅員中分	TN 坑口、セパレート部含む
	38	平坦地	拡幅予定地含む
	39	遮音壁前面	盛土・切土共
	40	環境施設帯	
	41	自然斜面	
	42	その他	

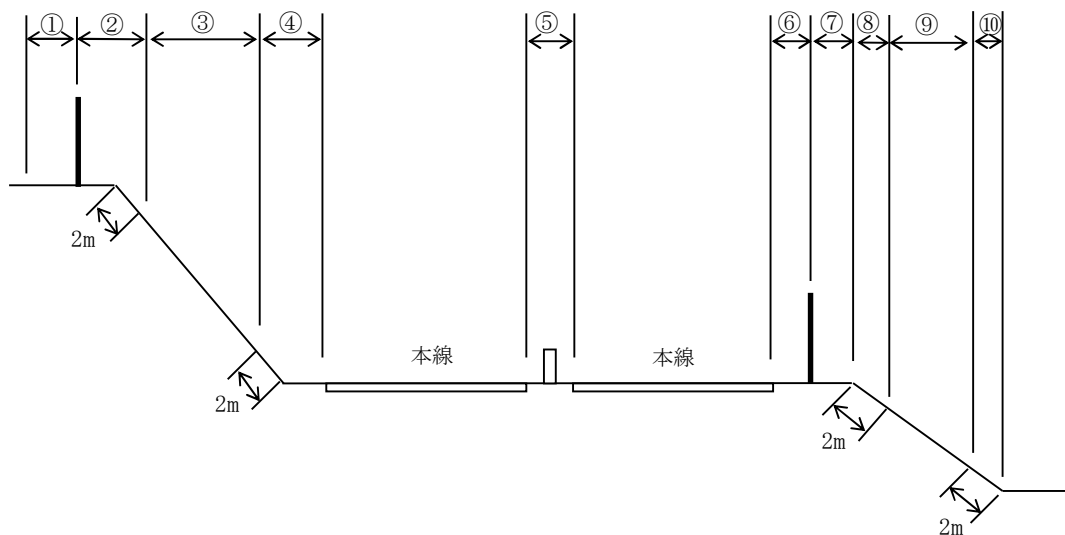
■本線部(遮音壁のない場合)



■「位置区分」(遮音壁のない場合)

- ①の部分 「30：切土のり肩」
- ②の部分 のり長が2mを超える場合「30：切土のり肩」、のり長が2m以下の場合「32：切土のり尻」
- ③の部分 のり長が4mを超える場合「31：切土のり腹」
- ④の部分 のり長が2mを超え4m以下の場合「30：切土のり肩」
のり長が2m以下の場合「32：切土のり尻」
- ⑤の部分 「33：中央分離帯」
- ⑥の部分 「34：盛土のり肩」
- ⑦の部分 のり長が2mを超える場合「34：盛土のり肩」、のり長が2m以下の場「36：盛土のり尻」
- ⑧の部分 のり長が4mを超える場合「35：盛土のり腹」
- ⑨の部分 のり長が2mを超え4m以下の場合「34：盛土のり肩」
のり長が2m以下の場合「36：盛土のり尻」

■本線部(遮音壁のある場合)



■「位置区分」(遮音壁のある場合)

- ①の部分 「30：切土のり肩」
- ②の部分 のり長が2mを超える場合「30：切土のり肩」、のり長が2m以下の場合「39：遮音壁前面」
- ③の部分 のり長が4mを超える場合「31：切土のり腹」
のり長が2mを超え4m以下の場合「30：切土のり肩」
のり長が2m以下の場合「32：切土のり尻」
- ④の部分 「32：切土のり尻」
- ⑤の部分 「33：中央分離帯」
- ⑥の部分 「39：遮音壁前面」
- ⑦の部分 「34：盛土のり肩」
- ⑧の部分 のり長が2mを超える場合「34：盛土のり肩」、のり長が2m以下の場合「36：盛土のり尻」
- ⑨の部分 のり長が4mを超える場合「35：盛土のり腹」
のり長が2mを超え4m以下の場合「34：盛土のり肩」
のり長が2m以下の場合「36：盛土のり尻」
- ⑩の部分 「36：盛土のり尻」

(19) 個別番号

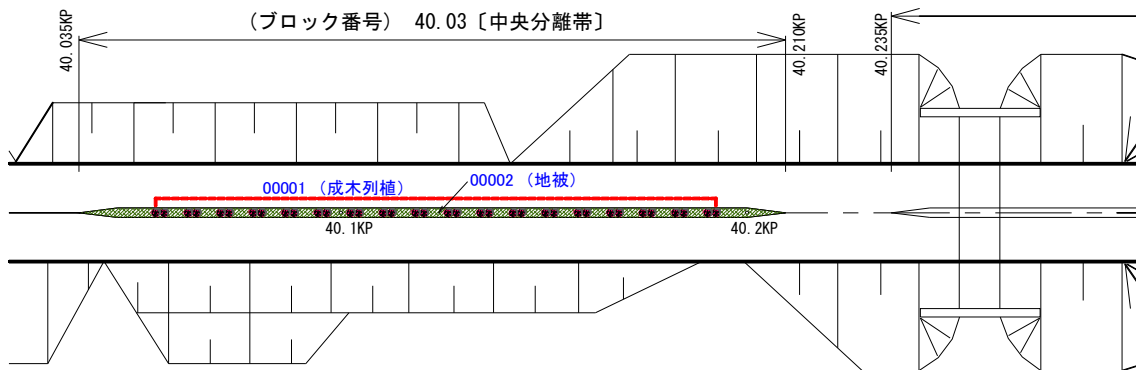
当該植栽の、植栽種別及び樹高区分ごとに付した個別番号を00001から連番(00001、00002、00003...)で入力する。

なお、個別番号は、同一ブロック内において重複しないよう注意するものとするが、ブロックが異なる場合は、再度00001から連番を付すこととする。

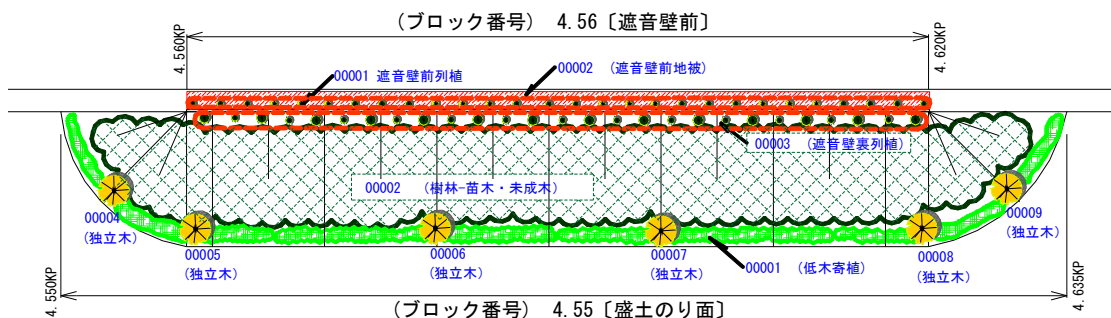
個別番号の作成イメージを以下に示す。

■本線部の個別番号作成イメージ

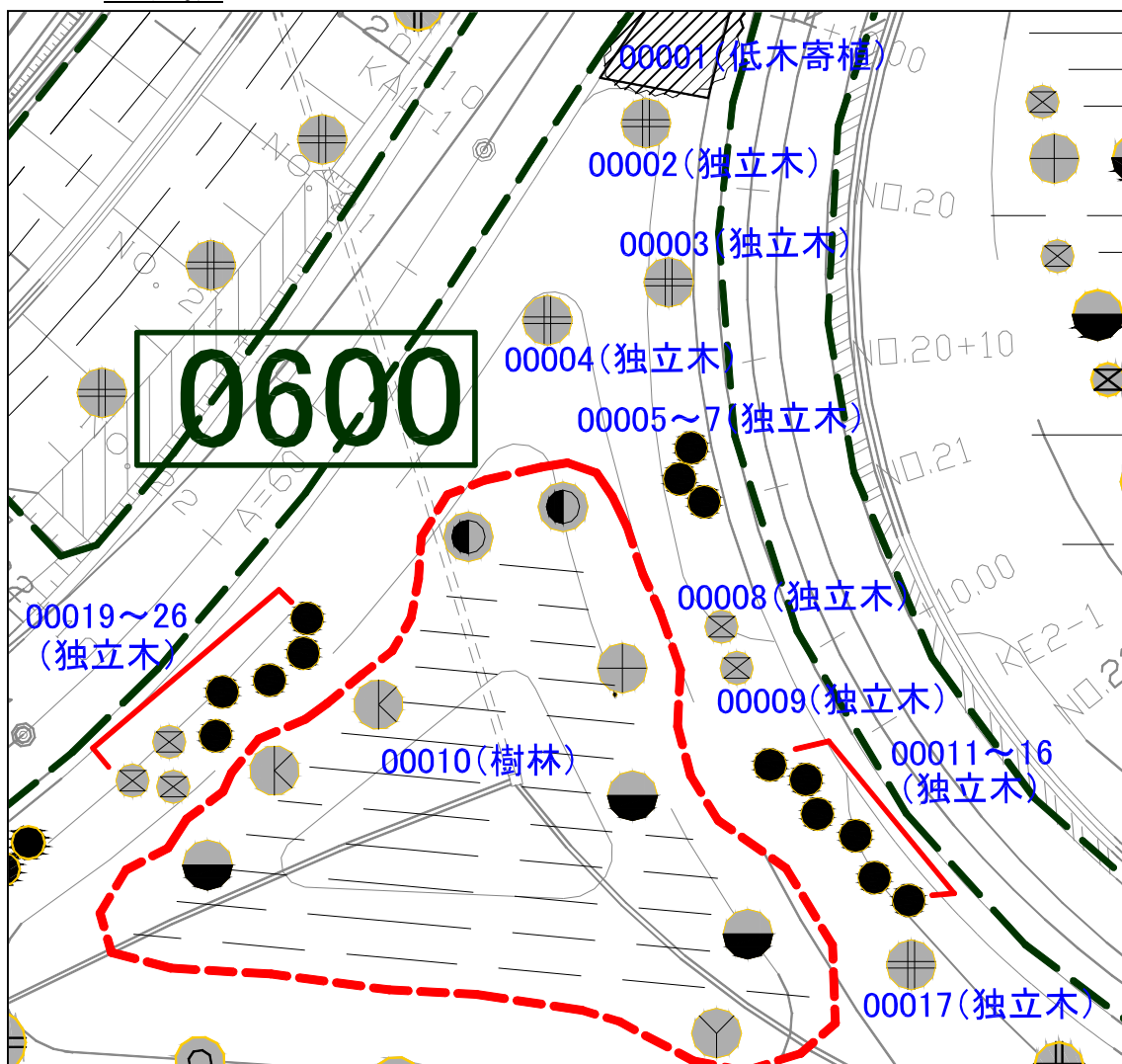
<中央分離帯> (※「00001」の場合、実際の図面への表記は、「1」が良い。)



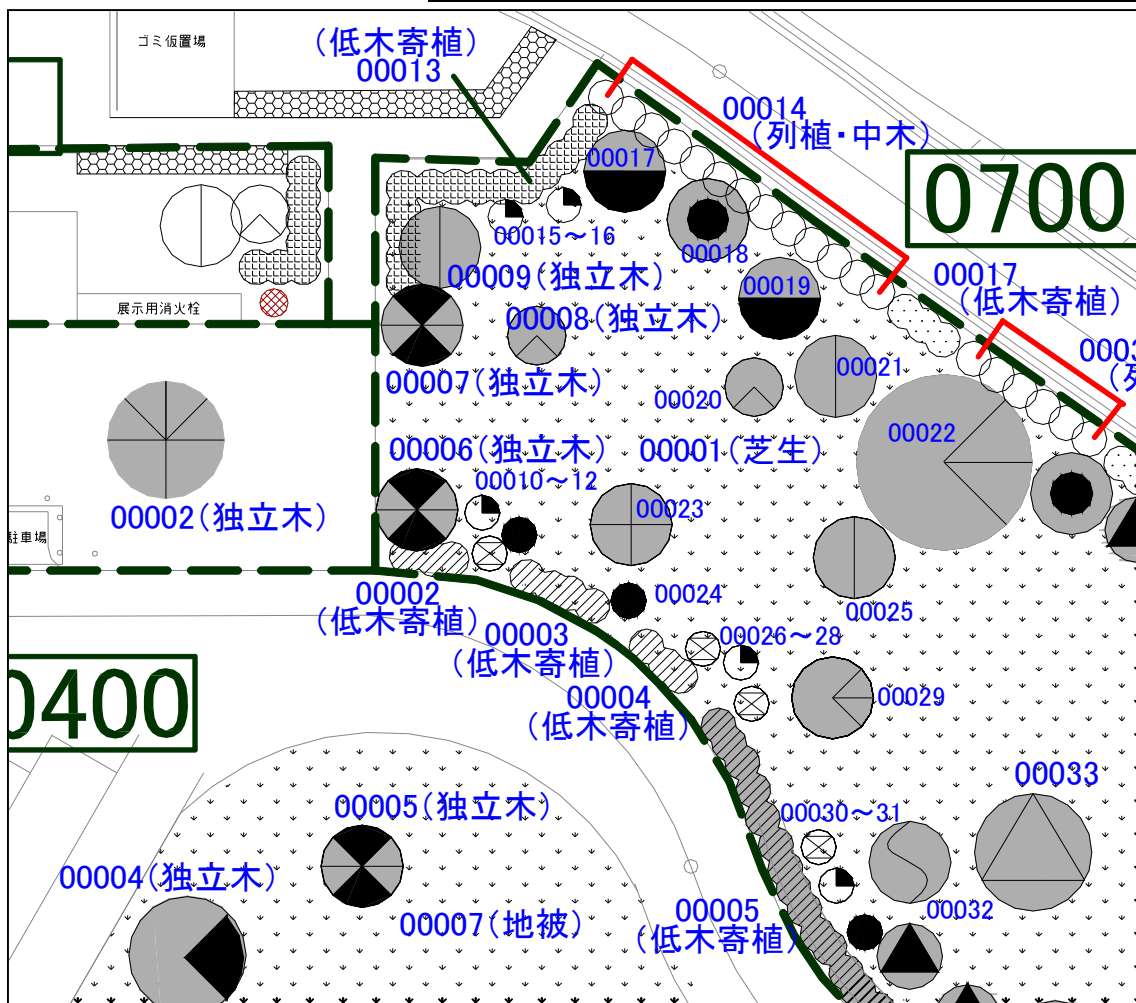
■盛土のり面 (※「00001」の場合、実際の図面への表記は、「1」が良い。)



■IC、JCTの個別番号作成イメージ (※「00001」の場合、実際の図面への表記は、「1」で良い。)



■SA、PAの個別番号作成イメージ(※「00001」の場合、実際の図面への表記は、「1」が良い。)



(20) 枝番

当該植栽を区分するため付与した個別番号に対して、変更や更なる区分が必要になった場合には枝番を入力する。枝番は3桁とし、001から連番とする。

ただし、通常新設時は個別番号で区分されるため、初期値は「000」となっており入力する必要はない。

(21) 植栽種別

当該植栽の施工時における種別をコードから選択して入力する。

なお、苗木・未成木・成木の区分は設計要領(造園編)に基づくものとするが、独立木で樹高6m以上の場合は、「独立木(大径木)」の種別を選択するものとする。

(22) 樹高区分

当該植栽の施工時における樹高区分をコードから選択して入力する。

なお、樹高区分の適用は以下の通り。

樹高区分

種 別	樹高区分	適 用
独立木・列植・樹林	1.0m	2.0m未満
	2.0m	2.0m以上 3.0m未満
	3.0m	3.0m以上 4.0m未満
	4.0m	4.0m以上 5.0m未満
	5.0m	5.0m以上 6.0m未満
	6.0m	6.0m以上 7.0m未満
	7.0m以上	7.0m以上

(23) 数量(1) [単位：本・株]

当該植栽の数量(植栽本数)を入力する。(植栽種別が芝、草地以外の全ての植栽基本情報に入力すること。) なお、独立木については、1本ごとに植栽基本情報を作成するため、数量は必ず1を入力する。

(24) 【削除】

(25) 【削除】

(26) 【削除】

(27) 【削除】

(28) 【削除】

(29) 植栽機能

当該植栽の代表的な植栽機能名称（植栽目的）についてコードから選択して入力する。なお、植栽は本来、複数の機能を有しているものであるが、設計趣旨等を十分に理解し、当該植栽に最も代表的な1つの植栽機能について選択するものとする。

各機能植栽については設計要領を参照のこと。

植栽機能 区分

CD	区 分	備 考
01	地球温暖化防止(生活環境保全)	
02	地球温暖化防止(農耕環境保全)	
03	地球温暖化防止(自然環境保全)	
04	大気浄化	
05	騒音緩和	
06	微気象調整	
07	緑陰形成	
08	生態系保全	
09	病虫害防止	
10	遮蔽	
11	景観調和	
12	景観強調	
13	指標	
14	景観統合	
15	眺望	
16	観賞	
17	視線誘導・線形予告	
18	遮光	
19	立入防止	
20	衝撃緩和	
21	地吹雪・飛砂防止	
22	雪崩・落石防止	
23	浸食防止	
99	その他()	

2) 植栽個別情報

「植栽個別情報」では、植栽基本情報にて付した各個別番号を構成する樹木名称ごとのデータについて以下を入力する。

従って、1つの植栽基本情報に対して、同じ個別番号を持つ複数の植栽個別情報を作成する場合がある。

「(1)支社局」～「(18)樹高区分」は「植栽基本情報」の(1)～(13)及び(18)～(22)と同様であり、自動的にデータが反映されるため、入力不要。

(19) 樹種区分

当該植栽の樹種区分をコードから選択して入力する。

CD	区 分	備 考
1	高木性・針葉樹	
2	高木性・常緑広葉樹	
3	高木性・落葉広葉樹	
4	中低木性・常緑樹	
5	中低木性・落葉樹	
6	特殊樹木	
7	地被類	
8	芝	
9	草地	
A	その他	

(20) 樹木名称

当該植栽の樹木名称をコードから選択して入力する。

なお、コードに記載のないものについては、各々の樹種区分における「その他」を選択し、樹種名を直接入力するものとする。

(21) 【削除】

第15編 造園

- (22) 植栽本数 [単位：本] (全ての植栽個別情報データに入力すること。)
当該植栽の植栽本数を入力する。
なお、植栽種別が独立木であるものについては、1本ごとにデータを作成するため、数量は必ず「1」を入力する。
- (23) 【削除】
- (24) 供用年月
建設時には、当該植栽箇所の供用年月を入力する。
また、補修時(改良時)においては、当該植栽を行った造園工事等の引渡し年月を入力する。
- (25) 契約番号
当該造園工事等の工事契約番号を入力する。

3) 【削除】

3-5 造園工作物情報

1) 造園工作物基本情報

「造園工作物基本情報」では、造園情報対象物(植栽・造園工作物・園地舗装)のうち、造園工作物について、造園工作物種別毎に設定した個別番号に関するデータとして以下を入力する。

「(1)支社局」～「(13)道路構造区分」は、「造園工種基本情報」(1)～(2)、(5)～(10)および(15)～(19)と同様であり、自動的にデータが反映されるため、入力不要。

(14) 個別_STA(自)

当該造園工作物の位置について、KP変換時に起点側となる方のSTAを入力する。

(15) 個別_STA(至)

当該造園工作物の位置について、KP変換時に終点側となる方のSTAを入力する。

なお「(14)個別_STA(自)」～「(15)個別_STA(至)」において、連絡等施設(IC・JCT・SA・PA)に存在するブロック内の造園工作物の場合は、いずれも当該連絡等施設の代表STAを入力する。

(16) 個別_KP(自) ※補修(改良)時に入力。

※建設時においてはKPが分かる場合のみ入力。

当該造園工作物の起点側測点(KP)を入力する。

(17) 個別_KP(至) ※補修(改良)時に入力。

※建設時においてはKPが分かる場合のみ入力。

当該造園工作物の終点側測点(KP)を入力する。

なお「(16)個別_KP(自)」～「(17)個別_KP(至)」において、連絡等施設(IC・JCT・SA・PA)に存在するブロック内の造園工作物の場合は、いずれも当該連絡等施設の代表KPを入力する。

(18) 位置区分

当該造園工作物が存在する位置区分について、3-4植栽情報「1)植栽基本情報」における当該項目に従い、コードから選択して入力する。

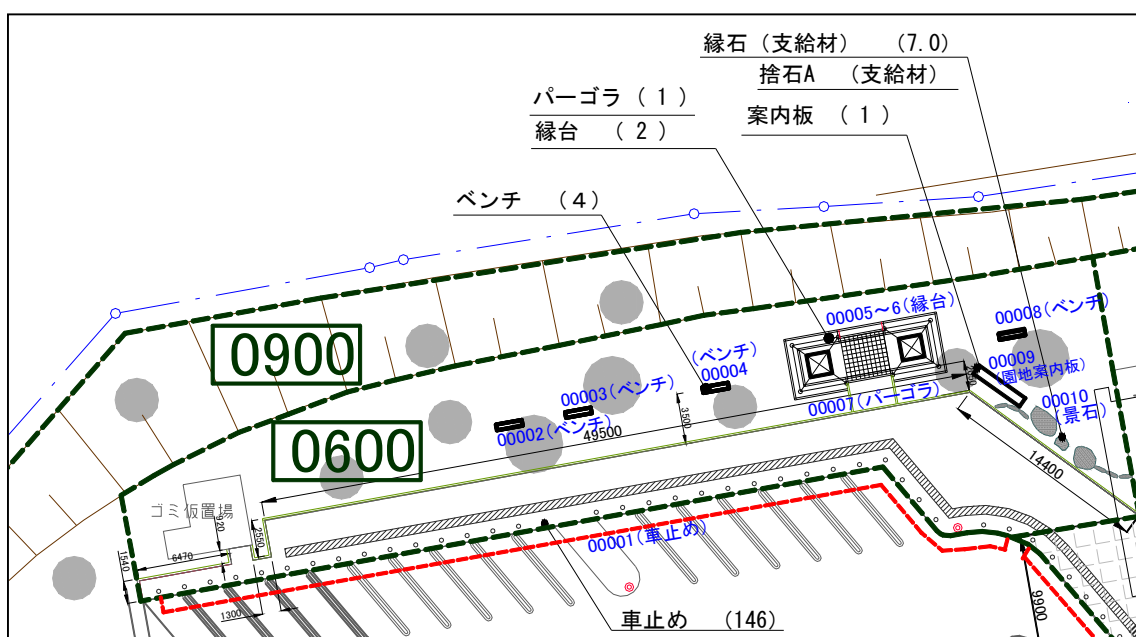
(19) 個別番号

当該造園工作物の、造園工作物種別ごとに付した個別番号を00001から連番(00001、00002、00003…)を入力する。この場合、同一の造園工作物種別であっても、形状や品質が異なる場合は、別の個別番号を付すこととする。

なお、個別番号は、同一ブロック内において、重複しないよう注意するものとするが、ブロックが異なる場合は、再度00001から連番を付すこととする。

個別番号の作成イメージを以下に示す。

■造園工作物の個別番号作成イメージ (※「00001」の場合、実際の図面への表記は、「1」で良い。)



(20) 枝番

当該造園工作物を区分するため付与した個別番号に対して、変更や更なる区分が必要になった場合には枝番を入力する。枝番は3桁とし、001から連番とする。

ただし、通常新設時は個別番号で区分されるため、初期値は「000」となっており入力する必要はない。

(21) 造園工作物種別

当該造園工作物の種別をコードから選択して入力する。なお、各種別の定義は以下を参照する。

種別	単位	種別の定義	具体的な対象
10：小型遊具	基	スプリング遊具等児童用で遊戯用のもの。高さ、幅、奥行き合計が1m～3m未満程度のもの。	101:スプリング遊具 109:その他小型遊具
11：中型遊具	基	鉄棒、アスレチック遊具等児童用で遊戯用のもの。高さ、幅、奥行き合計が3m～10m未満程度のもの。	111:鉄棒 112:アスレチック遊具 113:シーソー 114:平均台 119:その他中型遊具
12：大型遊具	基	アスレチック遊具等児童用で遊戯用のもの。高さ、幅、奥行き合計が10m以上程度のもの。	121:コンビネーション遊具 122:アスレチック遊具 123:一方向ブランコ 124:全方向ブランコ 125:すべり台 126:すべり棒 127:ロープウェイ 128:ジャングルジム 12A:太鼓はしご 12B:ロープ・ネットクライマー 12C:はん登棒 129:その他大型遊具
13：砂場	m ²	児童用の砂場。	131:サトビツト型砂場 132:サトビツトボックス型砂場 139:その他砂場
14：あずまや	基	休憩用の四阿（あずまや）。シェルター等も含む。	141:四阿 142:シェルター 149:その他あずまや
15：ベンチ・テーブル	基	休憩施設等のベンチやテーブル。野外卓、縁台、背伸ばしベンチ、サークルベンチ等も含む。	151～152:木製ベンチ 153～154:木製以外ベンチ 155:縁台 156:健康(背伸ばし)ベンチ 157:サークルベンチ 158:木製野外卓 15A:木製以外野外卓 159:その他ベンチ・テーブル
16：園地案内板	基	園地内に設置される案内板、サインなど。	161:桜前線案内板 162:木製案内板 163:木製以外案内板 169:その他園地案内板
17：水のみ	基	園地内に設置されるお客様用の水のみ。ドッグランの犬用水栓や樹木灌水用の散水栓等も含む。	171:水のみ 172:水栓(灌水装置) 179:その他水のみ
18：車止め	基	駐車場や道路と通路広場とを区分する車止め。駐車場舗装面に設置される輪止めは含まない。	181:車止め (休憩施設歩道部) 182:車止め(IC料金所部) 183:車止め(その他箇所) 189:その他車止め

造園工作物種別

種別	単位	種別の定義	具体的な対象
19：パーゴラ	m	つる性の植物をからませる木材などで組んだ日陰棚、つる棚、緑廊。 藤棚も含む。	191:木製パーゴラ(藤棚) 192:木製以外パーゴラ(藤棚) 199:その他パーゴラ
20：花壇	m	園地内に設けられた花壇。 プランター、ポット、コンテナは含まない。	201:花壇 209:その他花壇
21：園地擁壁	m	園地内に設置された擁壁。	211:コンクリート擁壁 212:石積擁壁 213:レンガ擁壁 219:その他園地擁壁
22：園地柵	m	園地内に設置された柵、フェンス。 竹垣も含む。	221:木製園地柵 222:木製以外園地柵 223:竹垣 228:その他園地柵 229:その他園地擁壁(但し、 現在は受注者入力出来ない)
23：庭園池	m ²	修景的用途を重視して設置された池。 調整機能のみのもものを除く。	231:庭園池 239:その他庭園池
24：その他 小型造園工作物	基	スツール、景石等児童用以外でその他のもの。 高さ、幅、奥行き合計が1m～3m未満程度 のもの。	241:スツール 242:景石 243:ゴミ箱 244:すいがら入れ 245:プランター 246:ツリーサークル 247:モニュメント(小) 249:その他小型造園工作物
25：その他 中型造園工作物	基	児童用以外でその他のもの。高さ、幅、 奥行き合計が3m～10m未満程度のもの。	251:照明 252:モニュメント(中) 259:その他中型造園工作物
26：その他 大型造園工作物	基	展望デッキ等児童用以外でその他のもの。 高さ、幅、奥行き合計が10m以上程度 のもの。	261:展望デッキ 262:滝 263:モニュメント(大) 269:その他大型造園工作物
27：園地縁石	m	園地内に設置されたコンクリート縁石	271:コンクリート縁石A 272:コンクリート縁石B 273:コンクリート縁石C 274:コンクリート縁石D 275:コンクリート縁石E 276:コンクリート縁石F
99：その他 造園工作物	基	上記のいずれにも該当しないもの。	999:その他造園工作物

なお、設置した造園工作物について、選択するコードが判別困難である場合は、監督員に協議し、その指示に従うものとする。

(22) 【削除】

(23) 【削除】

(24) 【削除】

2) 造園工作物個別情報

「造園工作物個別情報」では、造園工作物基本情報にて付した各個別番号の種類、寸法等細部のデータとして、以下を入力する。

なお、造園工作物個別情報は造園工作物基本情報の詳細内容等を作成するものであるため、1つの造園工作物基本情報に対して、複数の造園工作物個別情報は作成されないことに注意する。

「(1)支社局」～「(17)造園工作物種別」は、「造園工作物基本情報」(1)～(13)および(18)～(21)と同様であり、自動的にデータが反映されるため、入力不要。

(18) 造園工作物種類

当該造園工作物の種類をコードから選択して入力する。

なお、主な造園工作物種類の内容は以下を参照する。

種別	単位	種類	種別の定義
10：小型遊具	基	101:スプリング遊具	遊具本体が上下・前後・左右に振動する遊具
		109:その他小型遊具	小型遊具で上記に該当しないもの
11：中型遊具	基	111:鉄棒	設置面に対して水平な握り棒で、利用者がぶら下がったり、握り棒を軸として回転して遊ぶ遊具
		112:アスレチック遊具	屋外で自然の原型を生かした施設を使って心身を鍛える体育用遊具
		113:シーソー	中央を支点とした腕部が釣り合い構造を形成し、両端の利用者が上下する動きをする遊具
		114:平均台	幅の狭い歩行面などの上を歩行して、平衡感覚を養いつつ遊ぶ遊具
		119:その他中型遊具	中型遊具で上記に該当しないもの
12：大型遊具	基	121:コンビネーション遊具	各種運動系の”遊びの要素”を複数以上組み合わせて遊ぶ遊具
		122:アスレチック遊具	屋外で自然の原型を生かした施設を使って心身を鍛える体育用遊具
		123:一方方向アラコ	一方方向のみに揺動する遊具
		124:全方向アラコ	360°全方向に揺動する遊具
		125:すべり台	一樣な面で形成された滑降面や傾斜面を着座姿勢で滑り降りる遊具
		126:すべり棒	出発部(踊り場)からそれを掴み、体を巻きつけ滑り降りる遊具
		127:ロープウェイ	1本のケーブルを滑車で移動する単列型で滑走・移動する遊具
		128:ジャンゲルジム	棒状の部材が立体的に鋼製され、その外部や内部を利用者が登ったり降りたり移動して遊ぶ遊具

造園工作物種類

種別	単位	種類	種別の定義
12：大型遊具	基	12A:太鼓はしご (アーチクライマー)	設置面から円弧状に連続する棒はしごで、主に利用者はその上部を登ったり降りたりその下部にぶら下がって遊ぶ遊具
		12B:ロープ・ネットクライマー	ロープ、ネットが平面的または立体的に張られ、その上部や下部を利用者が登ったり降りたり移動して遊ぶ遊具
		12C:はん登棒	設置面から直立した棒に利用者がよじ登り、滑り降りて遊ぶ遊具
		129:その他大型遊具	大型遊具で上記に該当しないもの
13：砂場	㎡	131:砂トビ型砂場	大部分が地中に没しており、地面と砂場を隔てる壁を持つ形式の砂場
		132:砂トボックス型砂場	基本的に地上部でボックス構造やテーブル構造をもつ形式の砂場
		139:その他砂場	砂場で上記に該当しないもの
14：あずまや	基	141:あずまや	
		142:シェルター	
		149:その他あずまや	
15：ベンチ ・テーブル	基	151:木製ベンチ (2人掛)	長さ2m未満程度
		152:木製ベンチ (3人掛以上)	長さ2m以上程度
		153:木製以外ベンチ (2人掛)	長さ2m未満程度
		154:木製以外ベンチ (3人掛以上)	長さ2m以上程度
		155:縁台	
		156:健康 (背伸ばし)ベンチ	
		157:サークルベンチ	
		158:木製野外卓	
		15A:木製以外野外卓	
		159:その他ベンチ・テーブル	
16：園地案内板	基	161:桜前線案内板	
		162:木製案内板	
		163:木製以外案内板	
		169:その他園地案内板	
17：水のみ	基	171:水のみ	
		172:水栓(灌水装置)	
		179:その他水のみ	
18：車止め	基	181:車止め (休憩施設歩道部)	輪止めは含まない
		182:車止め (IC料金所部)	輪止めは含まない
		183:車止め (その他箇所)	輪止めは含まない
		189:その他車止め	

第15編 造園

造園工作物種類

種別	単位	種類	種別の定義
19：パーゴラ	m	191:木製パーゴラ	
		192:木製以外パーゴラ	
		199:その他パーゴラ	
20：花壇	m	201:花壇	
		209:その他花壇	
21：園地擁壁	m	211:コンクリート擁壁	
		212:石積擁壁	
		213:レンガ擁壁	
		219:その他園地擁壁	
22：園地柵	m	221:木製園地柵	
		222:木製以外園地柵	
		223:竹垣	
		228:その他園地柵	
		229:その他園地擁壁	(但し、現在は受注者入力出来ない)
23：庭園池	㎡	231:庭園池	
		239:その他庭園池	
24：その他 小型造園工作物	基	241:スツル	
		242:景石	
		243:ゴミ箱	
		244:すいがら入れ	
		245:プランター	定置式のもの
		246:ツリーサークル	
		247:モニュメント(小)	
		249:その他 小型造園工作物	
25：その他 中型造園工作物	基	251:照明	
		252:モニュメント(中)	
		259:その他 中型造園工作物	
26：その他 大型造園工作物	基	261:展望デッキ	園地部に単独で設置されるもの
		262:滝	
		263:モニュメント(大)	
		269:その他 大型造園工作物	
27：園地縁石	m	271:コンクリート縁石 A	CE-A
		272:コンクリート縁石 B	CE-B
		273:コンクリート縁石 C	CE-C
		274:コンクリート縁石 D	CE-D
		275:コンクリート縁石 E	CE-E
		276:コンクリート縁石 F	CE-F
99：その他 造園工作物	基	999:その他造園工作物	上記のいずれにも該当しない造園工作物

上記のうち、木製、木製以外の区分があるコードについては、当該造園工作物を構成する主な部材で判断するものとする。

なお、設置した造園工作物について、選択するコードが判別困難である場合は、監督員に協議し、その指示に従うものとする。

(19) 身障者対応

当該造園工作物の身障者対応状況について、コードから選択して入力する。

身障者対応

CD	区 分	備 考
10	身障者対応	
20	未対応	
99	対応不要	

なお、身障者対応の造園工作物の例を以下に示す。



テーブルベンチの一例



水のみ一例

(20) 可動部分の有無

当該造園工作物を構成する部材のうち、工作物の利用に伴い動く部材の有無について、コードから選択して入力する。

CD	区 分	備 考
10	可動部分有	
20	可動部分なし	
99	対応不要	

第15編 造園

(21) 寸法

当該造園工作物の寸法（高さ×幅×奥行き、直径 等）を全角 20 文字（半角 40 文字）以内で入力する。

（例）高さ 1.2×幅 0.6×奥行き 0.8、直径 φ3.5 など

(22) 部材名称①

当該造園工作物を構成する部材①の名称を全角 20 文字（半角 40 文字）以内で入力する。

（例）基礎、本体、座板、手摺 など

(23) 部材の材質①

当該造園工作物を構成する部材①の材質をコードから選択して入力する（部材の材料②～⑤も同様）。

部材の材質

CD	区 分	備 考
10	金属類	
20	木質類	
30	石材	
40	コンクリート(鉄筋コンクリート)	
50	プラスチック系材料	
60	ロープ・布・チェーン	
99	その他	

(24) 部材名称②

当該造園工作物を構成する部材②の名称を全角 20 文字（半角 40 文字）以内で入力する。

(25) 部材の材質②

当該造園工作物を構成する部材②の材質をコードから選択して入力する。

(26) 部材名称③

当該造園工作物を構成する部材③の名称を全角 20 文字（半角 40 文字）以内で入力する。

- (27) 部材の材質③
当該造園工作物を構成する部材③の材質をコードから選択して入力する。
- (28) 部材名称④
当該造園工作物を構成する部材④の名称を全角 20 文字（半角 40 文字）以内で入力する。
- (29) 部材の材質④
当該造園工作物を構成する部材④の材質をコードから選択して入力する。
- (30) 部材名称⑤
当該造園工作物を構成する部材⑤の名称を全角 20 文字（半角 40 文字）以内で入力する。
- (31) 部材の材質⑤
当該造園工作物を構成する部材⑤の材質をコードから選択して入力する。
なお、「(24) 部材名称②」～「(31) 部材の材質⑤」については、1つの造園工作物が複数の部材で構成されている場合に、入力を行うものとする。
- (32) 製造メーカー(名称)
当該造園工作物の製造メーカー名称を全角 30 文字（半角 60 文字）以内で入力する。
- (33) 製造メーカー(所在地)
当該造園工作物の製造メーカー所在地を全角 30 文字（半角 60 文字）以内で入力する。
- (34) 製造メーカー(連絡先)
当該造園工作物の製造メーカー連絡先（電話番号）を半角 60 文字以内で入力する。
- (35) 商品名称
当該造園工作物の商品名称及び型番を 30 文字以内で入力する。

第15編 造園

(36) 保険加入(保証)状況

当該造園工作物の保険加入状況または、メーカー保証の有無をコードより選択して入力する。

CD	区 分	備 考
10	保険加入	
20	保険未加入	

(37) 保険加入(保証)期限年月日

当該造園工作物の保険または、メーカー保証の期限となる年月日を入力する。

(38) 取扱説明書の有無

当該造園工作物の取扱説明書の有無をコードより選択して入力する。

CD	区 分	備 考
10	有	
20	無	

(39) 供用年月

建設時においては、当該造園工作物設置箇所の供用年月を入力する。

また、補修時(改良時)においては、当該造園工作物の設置を行った造園工事等の引渡し年月を入力する。

(40) 契約番号

当該造園工事等の工事契約番号を入力する。

(41) 施工業者(名称)

当該工作物の施工業者名称を全角20文字(半角40文字)以内で入力する。

3) 【削除】

3-6 園地舗装情報

1) 園地舗装基本情報

「園地舗装基本情報」では、造園情報対象物（植栽・造園工作物・園地舗装）のうち、園地舗装について、園地舗装種別ごとに設定した個別番号に関するデータとして以下を入力する。

「(1)支社局」～「(13)道路構造区分」は、「造園工種基本情報」(1)～(2)、(5)～(10)および(15)～(19)と同様であり、自動的にデータが反映されるため、入力不要。

(14) 個別_STA(自)

当該園地舗装の位置について、KP変換時に起点側となる方のSTAを入力する。

(15) 個別_STA(至)

当該園地舗装の位置について、KP変換時に終点側となる方のSTAを入力する。

なお「(14)個別_STA(自)」～「(15)個別_STA(至)」において、連絡等施設(IC・JCT・SA・PA)に存在するブロック内の園地舗装の場合は、いずれも当該連絡等施設の代表STAを入力する。

(16) 個別_KP(自) ※補修(改良)時に入力。

※建設時においてはKPが分かる場合のみ入力。

当該園地舗装の起点側測点(KP)を入力する。

(17) 個別_KP(至) ※補修(改良)時に入力。

※建設時においてはKPが分かる場合のみ入力。

当該園地舗装の終点側測点(KP)を入力する。

なお「(16)個別_KP(自)」～「(17)個別_KP(至)」において、連絡等施設(IC・JCT・SA・PA)に存在するブロック内の園地舗装の場合は、いずれも当該連絡等施設の代表KPを入力する。

(18) 位置区分

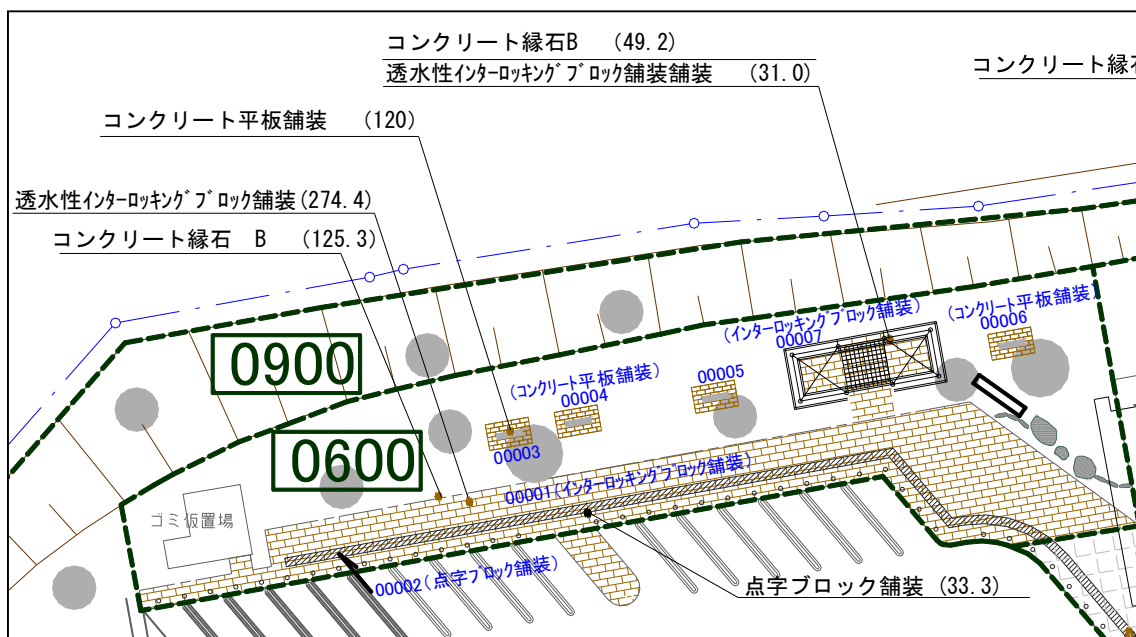
当該園地舗装が存在する位置区分について、3-4植栽情報「1)植栽基本情報」における当該項目の説明を参考にコードから選択して入力する。

(19) 個別番号

当該園地舗装の、園地舗装種別ごとに付した個別番号を 00001 から連番 (00001、00002、00003.....) で入力する。この場合、同一の園地舗装種別であっても、設置位置が異なる (離れている) 場合は、別の個別番号を付すこととする。

なお、個別番号は、同一ブロック内において、重複しないよう注意するものとするが、ブロックが異なる場合は、再度 00001 から連番を付すこととする。

個別番号の作成イメージを以下に示す。



(※「00001」の場合、実際の図面への表記は、「1」が良い。)

(20) 枝番

当該園地舗装を区分するため付与した個別番号に対して、変更や更なる区分が必要になった場合には枝番を入力する。枝番は3桁とし、001 から連番とする。

ただし、通常新設時は個別番号で区分されるため、初期値は「000」となっており入力する必要はない。

(21) 園地舗装種別

当該園地舗装の種別をコードから選択して記入する。なお、各種別の定義は以下を参照のこと。

園地舗装種別

種別	単位	種別の定義
1：歩道アスファルト舗装	m ²	カラーアスファルト、透水性アスファルトも含む。
2：歩道コンクリート舗装	m ²	カラーコンクリート、透水性コンクリートも含む。
3：インターロッキング ブロック舗装	m ²	透水性インターロッキングブロックも含む。
4：平板舗装	m ²	洗い出し平板、陶板、自然石平板、透水性平板も含む。
5：石張舗装	m ²	タイル舗装、小舗石舗装、レンガ舗装も含む。
6：その他歩道用舗装	m ²	上記以外の園地舗装

また、各種別に該当する階段、スロープについても上記種別に整理し、連続している場合は1つの個別番号を付すものとする。

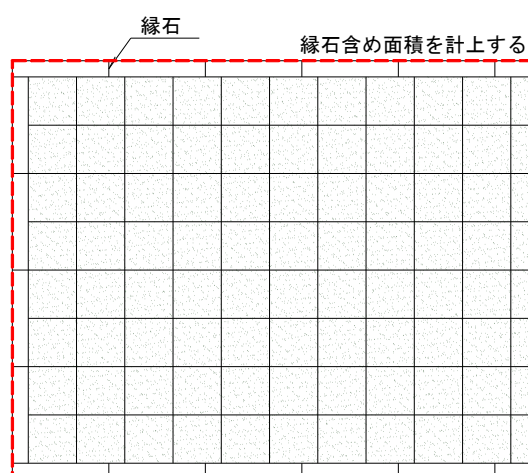
なお、施工した園地舗装について、選択するコードが判別困難である場合は、監督員に協議し、その指示に従うものとする。

(22) 数量 [単位：m²]

当該園地舗装について、数量（設置面積）を入力する。

なお、舗装留の縁石が設置されている場合は、縁石上面部分も当該舗装の面積として形状するものとする。

入力するデータは小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までとする。



2) 園地舗装個別情報

「園地舗装個別情報」では、園地舗装基本情報にて付した各個別番号を構成する舗装種類ごとのデータについて以下を入力する。なお、園地舗装個別情報は園地舗装基本情報の内訳等を作成するものであるため、1つの園地舗装基本情報に対して、同じ個別番号が入力される複数の園地舗装個別情報を作成する場合がある。

「(1)支社局」～「(17)園地舗装種別」は、「園地舗装基本情報」(1)～(13)および(18)～(21)と同様であり、自動的にデータが反映されるため、入力不要。

(18) 園地舗装種類

当該園地舗装の種類をコードから選択して入力する。

園地舗装種類

種別	C D	区 分	備 考
歩道 ア ス フ ア ル ト 舗 装	101	アスファルト舗装	
	102	カラーアスファルト舗装	
	103	透水性アスファルト舗装	
	104	アスファルト舗装階段	
	105	アスファルト舗装スロープ	
	199	その他歩道アスファルト舗装 ()	
歩道 コ ン ク リ ー ト 舗 装	201	コンクリート舗装	
	202	カラーコンクリート舗装	
	203	透水性コンクリート舗装	
	204	コンクリート舗装階段	
	205	コンクリート舗装スロープ	
	299	その他歩道コンクリート舗装 ()	
ブ イ ン タ ー ロ ッ キ ン グ 舗 装	301	標準品インターロッキングブロック舗装	
	302	透水性インターロッキングブロック舗装	
	303	インターロッキングブロック階段	
	304	インターロッキングブロックスロープ	
	399	その他インターロッキングブロック舗装 ()	

園地舗装種類

種別	CD	区 分	備 考
平板舗装	401	コンクリート平板舗装	
	402	洗い出し平板舗装	
	403	陶板舗装	
	404	自然石平板舗装	
	405	透水性平板舗装	
	406	平板階段	
	407	平板スロープ	
	408	人研ぎ平板舗装	
	409	カラー平板舗装	
	499	その他平板舗装 ()	
石張舗装	501	石張舗装	
	502	レンガ舗装	
	503	小舗石舗装	
	504	タイル舗装	
	505	石張舗装階段	
	506	石張舗装スロープ	
	599	その他石張舗装 ()	
その他歩道用舗装	601	砂利(玉石)敷	
	602	ゴム性舗装	
	603	自然土舗装	
	604	木製舗装	
	605	芝生舗装	
	606	樹脂舗装	
	607	チップ舗装	
	608	石灰岩ダスト舗装	
	609	その他歩道用舗装階段	
	610	その他歩道用舗装スロープ	
	699	その他歩道用舗装 ()	

(19) 身障者対応

当該園地舗装の身障者対応状況について、コードから選択して入力する。具体的には視覚障害者用ブロック等が該当する。

身障者対応

CD	区 分	備 考
10	身障者対応	
20	未対応	
99	対応不要	

(20) 舗装材①寸法

当該園地舗装に使用している舗装材①（ブロック）の寸法（高さ×幅×奥行き、直径等）を全角 20 文字（半角 40 文字）以内で入力する。なお、当該舗装が、ブロック等舗装材の組合せで構成されているものではない場合は、未入力とする。

(21) 舗装材①商品名称

当該園地舗装（舗装材）①の商品名称を全角 20 文字（半角 40 文字）以内で入力する。

(22) 舗装材②寸法

当該園地舗装に使用している舗装材②（ブロック）の寸法（高さ×幅×奥行き、直径等）を全角 20 文字（半角 40 文字）以内で入力する。

(23) 舗装材②商品名称

当該園地舗装（舗装材）②の商品名称を全角 20 文字（半角 40 文字）以内で入力する。

(24) 舗装材③寸法

当該園地舗装に使用している舗装材③（ブロック）の寸法（高さ×幅×奥行き、直径等）を全角 20 文字（半角 40 文字）以内で入力する。

(25) 舗装材③商品名称

当該園地舗装（舗装材）③の商品名称を全角 20 文字（半角 40 文字）以内で入力する。

なお、「(22)舗装材②寸法」～「(25)舗装材③商品名称」は、複数の舗装材（商品）で1つの園地舗装種類が構成される場合に入力する。

(26) 製造メーカー(名称)

当該園地舗装の製造メーカー名称を全角30文字（半角60文字）以内で入力する。

(27) 製造メーカー(所在地)

当該園地舗装の製造メーカー所在地を全角30文字（半角60文字）以内で入力する。

(28) 製造メーカー(連絡先)

当該園地舗装の製造メーカー連絡先（電話番号）を全角30文字（半角60文字）以内で入力する。

(29) 供用年月

建設時においては、当該園地舗装設置箇所の供用年月を入力する。

また、補修時（改良時）においては、当該園地舗装の設置を行った造園工事等の引渡し年月を入力する。

(30) 契約番号

当該造園工事等の工事契約番号を入力する。

3) 【削除】

4. 造園情報におけるブロックの概念

造園情報では植栽、造園工作物、園地舗装など本線位置との関係だけでは表しきれない面的な要素が多いことから、のり面などの道路構造ごとに明確に区分できる箇所をエリアを区切り、ブロックとして番号を付与し位置を特定するものとする。

ブロックの設定は設計段階であらかじめ行なわれていることが原則であるが、行なわれていない場合や変更を行なう場合、以下の原則に従い行なうものとする。

4-1 本線部

本線部については、各造園情報対象物の存在位置に応じ、以下の区分に従って、のり面単位、道路構造物単位でブロック分けを行うこととする。また、区分したブロックには、起点側の KP (1~3 桁 + 少数点以下 2 桁) をブロック番号として付与する。

また、KP が未決定の場合には、「仮」と分かるように起点側の STA の頭に "90" を付け、STA を 1 桁下げるブロック番号とする。

(例)

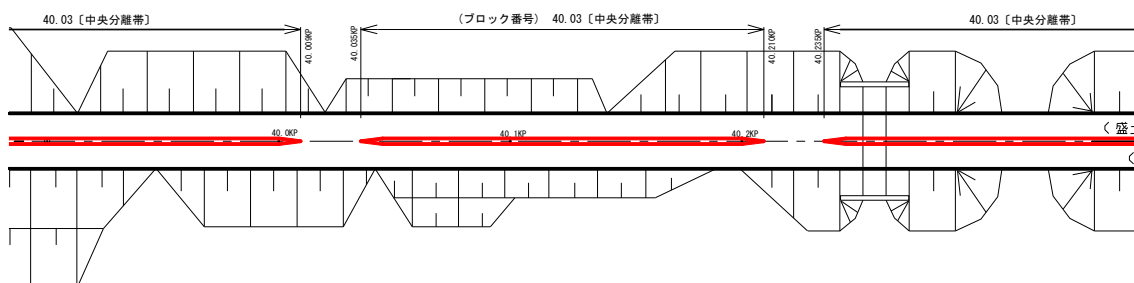
STA 123+45 の場合 ⇒ 9012.34

※頭に 90 + 1 桁下げる

なお、本線のブロックについては「ブロック番号」「上下線区分」「道路構造」の3つの要素によって位置が特定される。

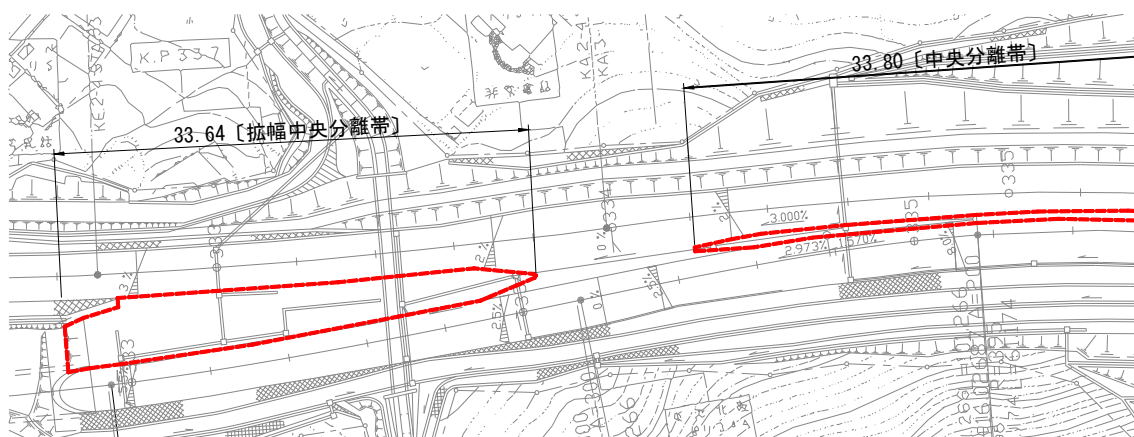
1) 中央分離帯

開口部から次の開口部までの区間や橋梁から次の橋梁までの区間など連続した区間において、造園情報対象物が存在する範囲を1つのブロックとする。



2) 広幅員中央分離帯

開口部からトンネル坑口までの区間や上下線セパレート区間など、連続した区間において、造園情報対象物が存在する範囲を1つのブロックとする。



3) 遮音壁前面部

遮音壁前に連続している植栽可能な範囲を1つのブロックとする。遮音壁前は原則として本線からの植栽作業となることから、背面ののり面の区切りとは異なる場合がある。

4) 盛土のり面

盛土のり面については、上下線別にカルバートボックスや橋梁等で区切られた範囲をブロックとする。盛土のり面のブロック区分は「第3編 盛土情報」のブロック定義を原則とし、基本的に盛土のり面番号と対応するようにブロックを設定する。

したがって当該盛土のり面が複数段で構成されている場合であっても、段ごとの区分は行わないものとする。

5) 切土のり面

切土のり面については、上下線別に切盛境、OV等で区切られた範囲をブロックとする。切土のり面のブロック区分は「第4編 切土のり面情報」のブロック定義を原則とし、基本的に切土のり面番号と対応するようにブロックを設定する。

したがって当該切土のり面が複数段で構成されている場合であっても、段ごとの区分は行わないものとする。

6) 平坦地

上下線別にカルバートボックスや橋梁等で明確に区切られた範囲をブロックとして設定する。

第15編 造園

7) 環境施設帯

上下線別に側道、交差道路などで明確に区切られた範囲をブロックとして設定する。

8) 自然斜面

平坦地に準じて設定する。

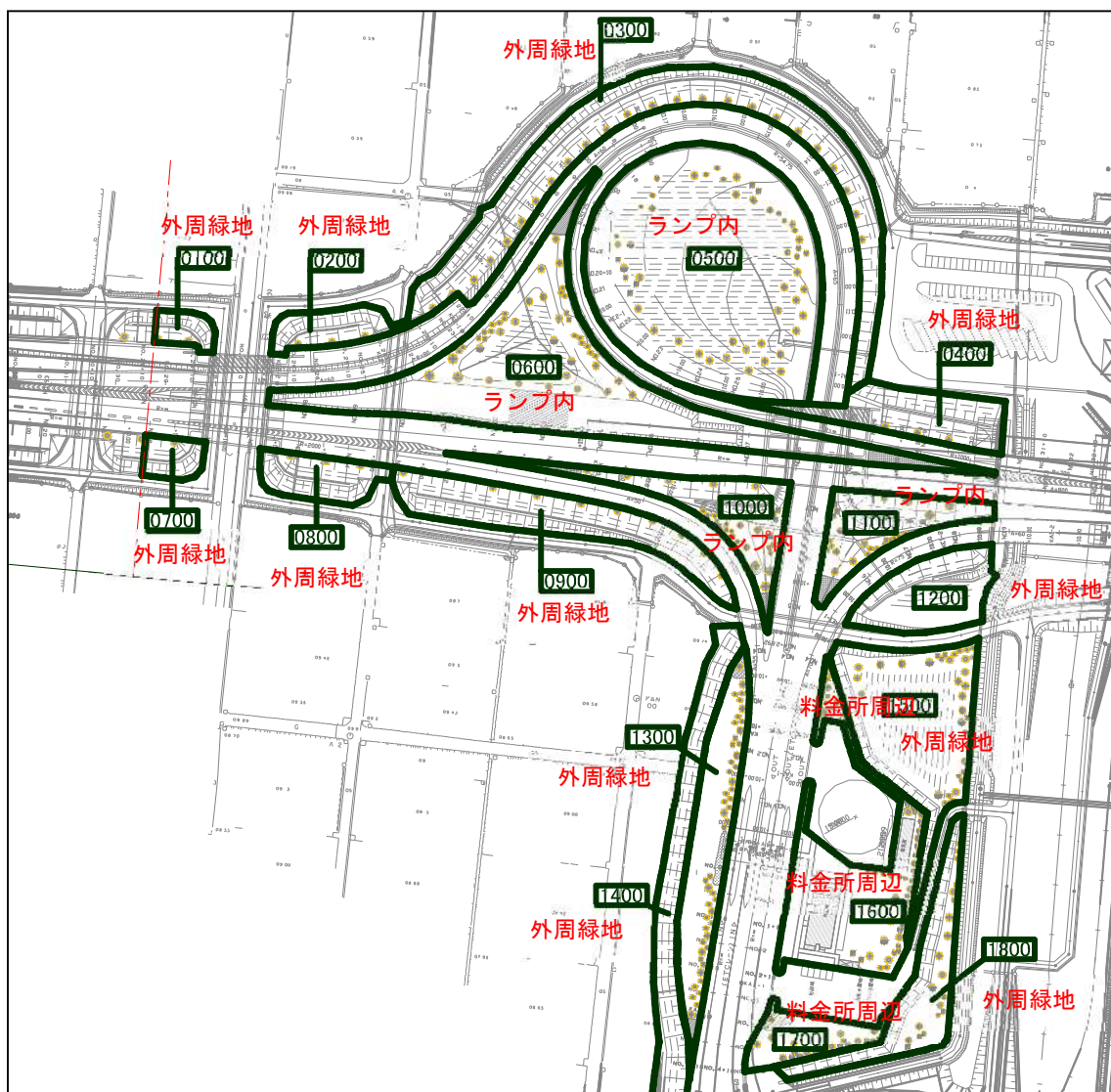
4-2 連絡等施設

本線、ランプ、側道、建物、擁壁、緑石、フェンスなどで囲まれ、明確に区分される範囲をブロックとして設定し、連絡施設ごとに 0100 からの連番 (0100、0200…とし、下2桁は0とする。) のブロック番号を付与する。

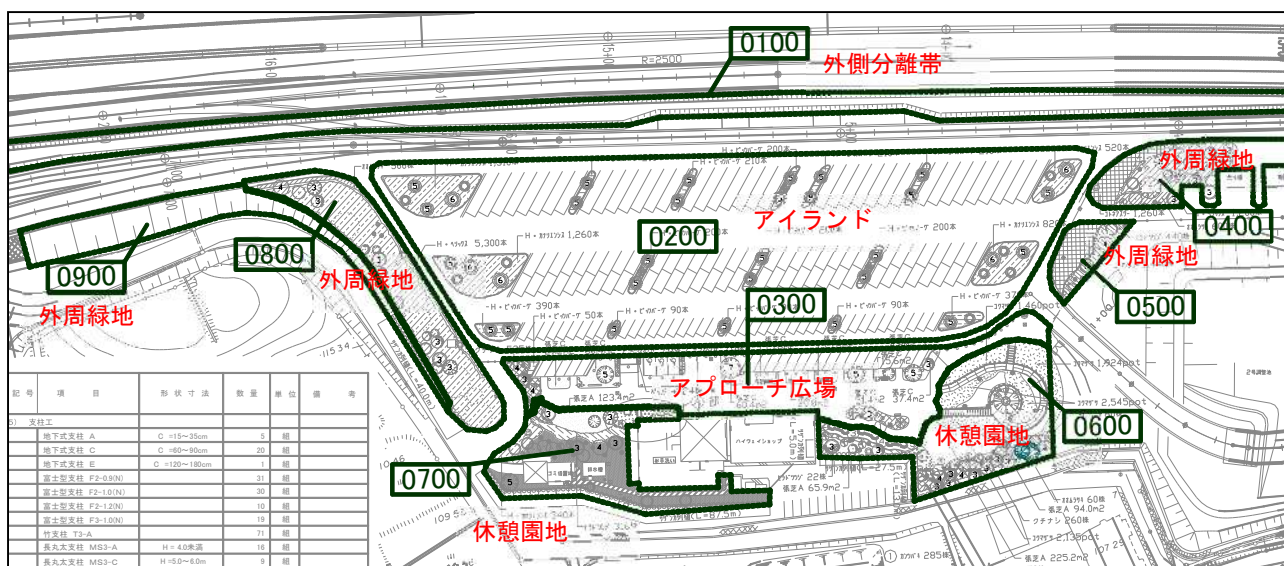
なお、区分にあたっては設計要領 (造園編) に示す園地のゾーニングを参考に行うものとする。

連絡等施設部におけるブロックの区分例について、以下に示す。

■ インターチェンジ、ジャンクションにおけるブロックの設定例



■ サービスエリア、パーキングエリアにおけるブロックの設定例



なお、インターチェンジ、ジャンクションなどの連絡施設のブロックについては「施設名称」「ブロック番号」「道路構造」の3つの要素によって位置が特定される。

また、サービスエリア、パーキングエリアなどの休憩施設においては「施設名称」「上下線区分」「ブロック番号」「道路構造」の4つの要素によって位置が特定される。

以上